



教育三方よしプラン

# 第2期東近江市教育振興基本計画

## 「三方よし」輝く未来の東近江

～学びを支え 学びをつなぎ 学びを続ける 人づくり～



令和4年(2022年)3月

 東近江市



# はじめに

令和の時代を迎え、人生100年時代といわれるようになり、AI等の技術革新の進展により社会経済システムが大きく変化するとともに、個人の「生き方」や「価値観」もさらに多様化してきました。

世界的には、感染症の克服や国際協調のあり方、カーボンニュートラルに向けた目標達成など多くの課題への対応が求められています。

教育分野においては、情報モラル教育やグローバル人材の育成に向けた教育、そして、知識基盤社会に対応するため、自ら課題を見つけ、解決に向けて主体的・協働的に学んでいく資質や能力を持った人材の育成など、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、本市が目指す教育の方向性と今後講ずるべき教育の施策等を示す「第2期東近江市教育振興基本計画」を『「三方よし」輝く未来の東近江 ～学びを支え 学びをつなぎ 学びを続ける人づくり～』を基本理念に策定しました。

基本的な視点として「いきる学び」を掲げ、知識を取り込むだけでなく、人や社会とのかかわりを大切にし、また、人として多様性を理解し合いながら、より豊かな人生を育んでいくこととしています。

子どもたちの生きる力を育み、それを社会全体で支えていくということ、また、人生100年時代を見据え、生涯を通じて学び続けるという事が豊かな人生につながるということです。

市民の皆様には、本計画の思いを共有いただき、学校、家庭、地域をはじめ教育に関わるすべての皆様と手を携えて本計画を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当たり、熱心に御審議いただきました教育振興基本計画策定員会委員の皆様をはじめ、関わっていただきました全ての方々に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

東近江市教育委員会

教育長 藤田善久



# 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の性格と位置付け .....	2
3 計画期間 .....	2
第2章 教育の現状と課題 .....	3
1 教育をめぐる現状と課題 .....	3
(1) 人口減少と少子高齢化 .....	3
(2) 高度情報化とグローバル化の進展 .....	4
(3) 深刻化する環境問題への取組 .....	4
(4) 子どもの未来を応援する取組 .....	5
(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした市民生活の変化 .....	5
(6) 国の第3期教育振興基本計画について .....	5
(7) 滋賀県の第3期教育振興基本計画について .....	6
(8) 新たな教育課題への対応（学習指導要領の改訂） .....	6
(9) 教員の働き方改革に関する取組 .....	7
2 東近江市における教育の課題 .....	8
課題1 子どもの生きる力を育む教育の推進 .....	8
(1) 学力の向上 .....	8
(2) 豊かな心と自尊感情の育成 .....	10
(3) 健康づくりと体力の向上 .....	10
(4) 特別支援教育・不登校児童生徒支援・生徒指導体制の充実 .....	12
(5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の充実 .....	13
(6) 学びを支える環境づくり .....	14
(8) 大学や研究機関等との連携の強化 .....	15
(9) 就学前教育の充実 .....	15
(10) キャリア教育の充実 .....	17
課題2 社会全体で子どもの学びを支える .....	18
(1) 子どもの安全・安心の確保 .....	18
(2) 学校・家庭教育を支える地域との連携の強化 .....	18
課題3 生涯を通じて学び続ける .....	20
(1) 人権教育・啓発の推進 .....	20
(2) 青少年の健全育成 .....	20
(3) 生涯を通じて学ぶ機会の充実 .....	21

(4) 文化芸術の振興 .....	22
(5) 図書館活動の充実 .....	23
(6) 歴史文化資産の保存と活用 .....	24
(7) 生涯スポーツの振興 .....	25
<b>第3章 計画の基本方針 .....</b>	<b>27</b>
1 計画の基本理念 .....	27
2 基本目標 ～ 目指す人づくり ～ .....	27
3 基本的な視点 ～ いきる（生きる）学び ～ .....	28
4 教育資源の活用 .....	29
5 施策の体系 .....	31
<b>第4章 推進施策の展開 .....</b>	<b>32</b>
<b>推進施策1 子どもの生きる力を育む教育の推進 .....</b>	<b>32</b>
(1) 学力の向上 .....	32
① 主体的に学ぶ子どもの育成 .....	32
② 個に応じた学習の充実 .....	32
③ G I G Aスクール構想等の新たな社会への対応 .....	33
④ 教職員の資質向上 .....	33
⑤ 幼小中教育の連携の推進 .....	33
(2) 豊かな心と自尊感情の育成 .....	34
① 郷土を愛する心、豊かな人間性を育む教育の推進 .....	34
② 自己肯定感や自尊感情を高める教育の推進 .....	34
(3) 健康づくりと体力の向上 .....	35
① 児童生徒の適切な健康管理 .....	35
② 児童生徒の体力の向上 .....	35
③ 食育の推進 .....	35
④ 安全・安心な学校給食の実施 .....	35
(4) 特別支援教育・不登校児童生徒支援・生徒指導体制の充実 .....	36
① 切れ目のないきめ細やかな指導・支援 .....	36
② 教職員研修の充実 .....	36
③ 専門職による相談・支援体制の充実 .....	36
(5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の充実 .....	37
① 日本語初期指導教室「いろは」の充実 .....	37
② 日本語相談支援の充実 .....	37
(6) 学びを支える環境づくり .....	37
① 教育の振興と教育振興基本計画の着実な実施 .....	37
② 就学援助制度による児童生徒の支援 .....	37

(7) 小中学校施設・設備の整備 .....	38
① 学校施設の適切な管理と計画的な整備 .....	38
(8) 大学や研究機関等との連携の強化 .....	38
① 大学や研究機関等との連携体制の構築 .....	38
(9) 就学前教育の充実 .....	38
① 幼児施設の適切な管理、整備及び計画的な改修 .....	38
② 幼児教育の充実 .....	39
(10) キャリア教育の充実 .....	39
① 系統的なキャリア教育の実現 .....	39
<b>推進施策2 社会全体で子どもの学びを支える .....</b>	<b>40</b>
(1) 子どもの安全・安心の確保 .....	40
① 通学路等の安全対策の確保 .....	40
② 子どもの危機管理意識の向上 .....	40
(2) 学校・家庭教育を支える地域との連携の強化 .....	40
① 学校・家庭と地域の連携の充実 .....	40
② 家庭の教育力の向上 .....	40
③ 虐待の早期発見と関係機関との連携 .....	41
<b>推進施策3 生涯を通じて学び続ける .....</b>	<b>42</b>
(1) 人権教育・啓発の推進 .....	42
① 人権教育と人権啓発の取組 .....	42
(2) 青少年の健全育成 .....	42
① 青少年に関する総合的施策の推進 .....	42
② 子どもの自然体験活動と青少年活動の推進 .....	42
(3) 生涯を通じて学ぶ機会の充実 .....	43
① 多様な学習機会の提供 .....	43
② 学びの成果を生かす取組の推進 .....	43
③ コミュニティセンターの活用 .....	43
(4) 文化芸術の振興 .....	44
① 心の豊かさや生きる活力をもたらす文化芸術活動の推進 .....	44
② ふるさとへの愛着を醸成し、郷土愛を育む .....	44
(5) 図書館活動の充実 .....	45
① 読書活動の普及拡大と読書環境の整備 .....	45
(6) 歴史文化資産の保存と活用 .....	45
① 歴史文化の調査と保存・継承 .....	45
② 歴史文化資産の活用 .....	46
(7) 生涯スポーツの振興 .....	47
① 生涯を通じてスポーツに親しむ機会の充実 .....	47
② 多様なスポーツ施設の充実 .....	48
③ 市民のスポーツ意識の高揚 .....	49

<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>50</b>
1 各主体の役割と連携 .....	50
(1) 市民 .....	50
(2) 家庭 .....	50
(3) 学校 .....	50
(4) 地域社会 .....	50
2 計画の推進体制 .....	51
(1) 効率的・効果的な施策推進 .....	51
(2) 進行管理 .....	51
(3) 広報・PR .....	51
<b>資料編</b> .....	<b>52</b>
1 東近江市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿 .....	52
2 東近江市教育振興基本計画策定委員会要綱 .....	53
3 教育振興基本計画策定経過 .....	54
4 第2次東近江市総合計画成果指標一覧（一部抜粋） .....	56



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

教育基本法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成26年（2014年）3月に「教育三方よしプラン 東近江市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、教育の充実に取り組んできました。

しかしながらその後も、人生100年時代の到来や超スマート社会（Society5.0<sup>※1</sup>）の実現に向けてAI技術<sup>※2</sup>やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進むなど、社会構造は大きく変化しています。教育分野においても、いじめや不登校などの問題に加え、情報モラル教育やグローバル人材の育成に向けた教育、そして知識基盤社会に対応するため、自ら課題を見つけ、解決に向けて主体的・協働的に学んでいく資質や能力を持った人材の育成など、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

国においては、平成30年（2018年）に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、自立、協働、創造の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を掲げ、教育行政が進められています。

また、滋賀県においては、平成31年（2019年）3月に「滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）」を策定し、“共に生きる”をキーワードに、家庭教育と学校教育を基礎として子どもの生きる力を育むとともに、人生100年を見据え誰もが自発的に学び、自己の能力を高める生涯学習の取組の方向が示されています。

このような国や滋賀県の考え方やこれまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、社会の変化を見据え、より効果的で効率的な教育行政を進めるため、本市が目指す教育の方向性と、今後講ずべき教育の施策等を示す「教育三方よしプラン 第2期東近江市教育振興基本計画」を策定します。

※1 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を指す。「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

※2 AI技術

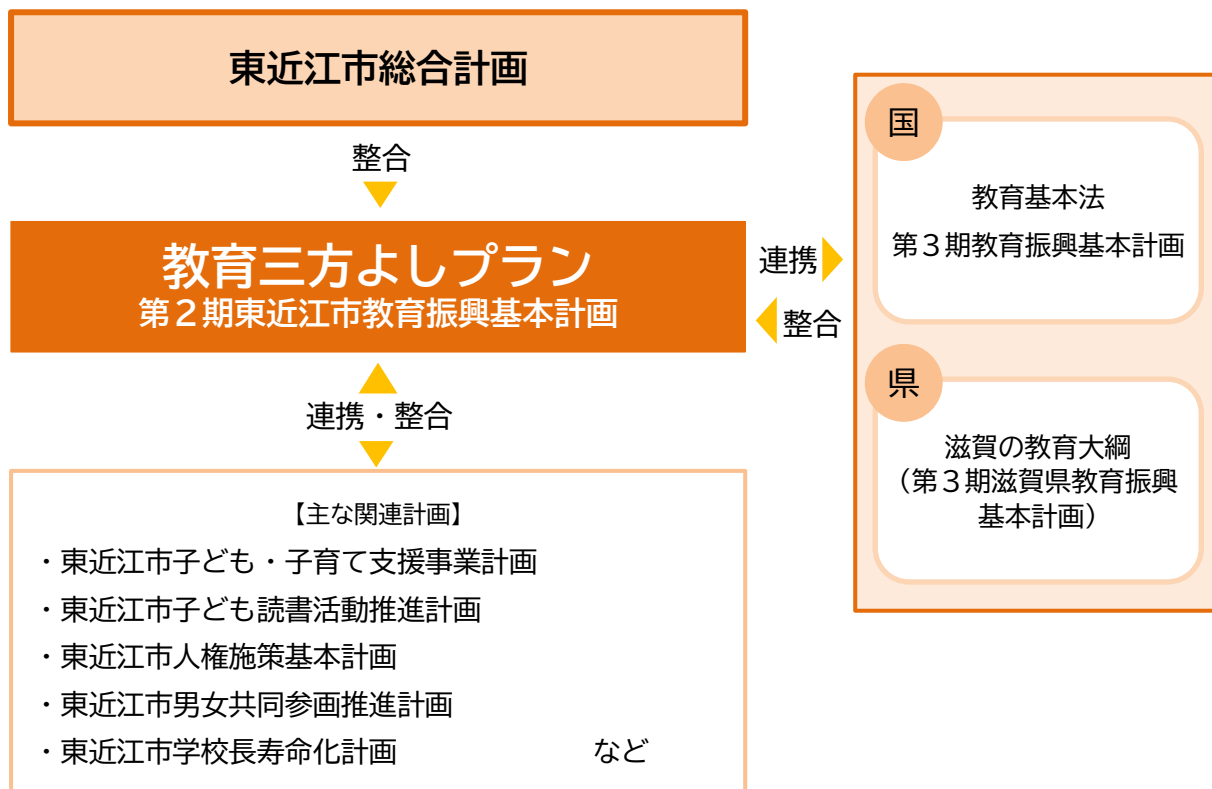
人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の知的振る舞いの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、東近江市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

国の「第3期教育振興基本計画」、滋賀県の「滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）」を踏まえながら、本市の教育施策に関する基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくために、本市の基本方針及び施策の方向性を示すものです。

また、「第2次東近江市総合計画」における教育施策を推進するための具体的な計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」「子ども読書活動推進計画」「人権施策基本計画」「男女共同参画推進計画」「学校長寿命化計画」など関連する指針・個別計画と整合を図り策定しています。



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
<b>教育三方よしプラン 第2期東近江市教育振興基本計画 (令和4年度から令和8年度)</b>					<b>第3期東近江市教育振興基本計画</b>			
				見直し				

## 第2章 教育の現状と課題

### 1 教育をめぐる現状と課題

#### (1) 人口減少と少子高齢化

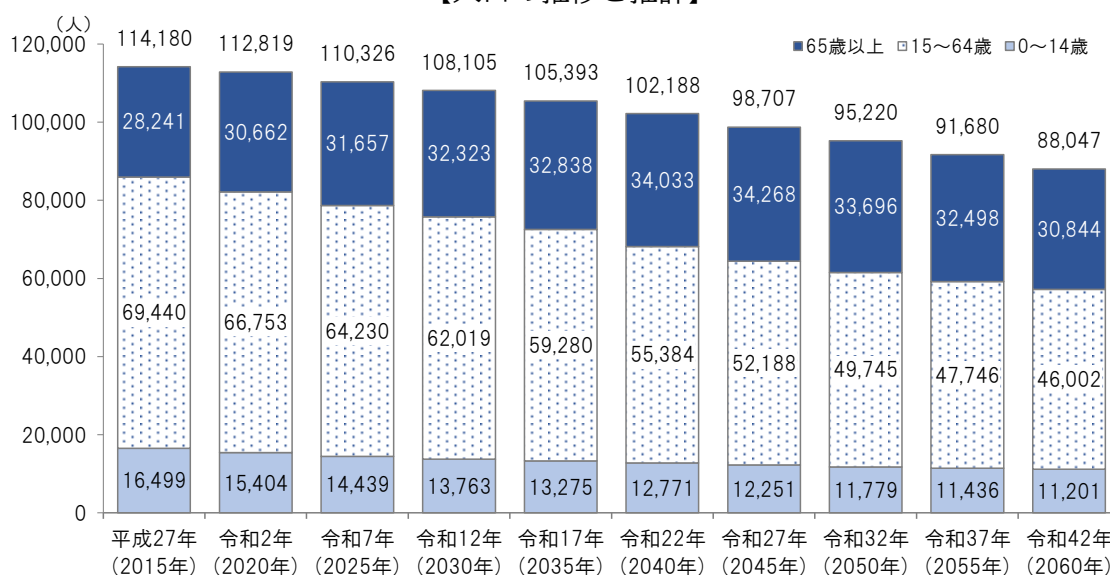
我が国の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、超高齢社会を迎えるとともに、人口減少社会が到来しています。今後、人口減少は急速に進み、現在の約1億2,600万人から、100年後には5,000万人を切るという推計もあります。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進行しており、将来的にもさらに人口が減少していくことが見込まれています。少子高齢化や家族の小規模化に伴って、子どものいる世帯の割合の低下が進んでおり、そのような社会的変化を背景に、学校規模の縮小や家庭における子育て負担の増加、地域コミュニティの希薄化による家庭や地域の教育力の低下などの問題が生じています。

将来の少子化の一層の進行を踏まえ、適切な教育環境の整備をはじめ、家庭での教育や子育てへの支援、地域と連携した教育環境づくりが課題となっています。

また、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、地域づくりのための活動につなげていくことが一層求められています。

【人口の推移と推計】



資料：第2次東近江市総合計画

【市内小中学校年度別児童生徒数推移と推計】

(単位：人)

	実績値			推計値					
	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
小学校	6,665	6,464	6,346	6,272	6,155	5,900	5,767	5,574	5,421
中学校	3,414	3,129	3,162	3,146	3,105	3,100	3,071	3,021	2,916

資料：公立小・中学校児童生徒数等の推計

## (2) 高度情報化とグローバル化の進展

テクノロジーを活用した未来の社会の姿である「Society5.0」の実現に向けて、IoT<sup>※3</sup>やビッグデータ、AIなどの新たなデジタル技術が活用されるとともに情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展を背景とした経済や文化など社会のあらゆる分野でのグローバル化が急速に進んでいます。

近年では様々な産業において、このようなデジタル技術を使ってこれまでにないビジネスモデルを展開する新規参入者が登場しています。こうした中で、自治体においてもこれらの技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>※4</sup>をスピーディーに進めていくことが求められています。

また、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、次代を担う子どもたちには、コミュニケーション能力をはじめ、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を育成していくことが求められています。

得た情報や学んだ知識、技能を関連付けて、新たな意味を見いだしたり、問題発見・解決に向けて応用したりする力を高め、社会の様々な場面で活用できる能力を育むことが必要です。また、情報モラルの確立や大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能の向上など、発達段階に応じた情報活用能力の育成も重要な課題となっています。

## (3) 深刻化する環境問題への取組

令和3年（2021年）11月、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、世界的な二酸化炭素削減量の削減目標や、その手段、平成27年（2015年）に策定されたパリ協定の具体的な実施ルールについて議論され、成果文書「グラスゴー気候合意」が採択されました。

国は、令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を行いました。地球温暖化をはじめ、食料・エネルギー問題など地球環境問題が深刻化する中、子どもたちが環境についての理解を深め、自然に対する畏敬の念や命を大切にすることを育成することが大切です。物質的な豊かさや経済発展の追求だけでなく、持続可能な社会の創り手となることができるような主体的・自律的な行動力、課題を協働して解決する力、知識・技術を学び続ける力、生涯にわたり学びに向き合う力の育成が必要です。

---

※3 IoT

Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳され、モノがインターネット経由で通信することを意味する。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより自動認識や自動制御、隔離計測などを行うこと。

※4 DX（デジタルトランスフォーメーション）

進化したIT（情報技術）を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。

#### (4) 子どもの未来を応援する取組

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年(2014年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

経済的な格差が進学の機会を狭めたり、学力の格差につながったり、格差が世代を通じて固定化されるなどの負のスパイラルに陥ることのないよう、子どもの学びを支援し、一人一人の能力に応じた生きる力を伸ばす教育の充実が必要です。

また、雇用形態の多様化が進行する中で、子どもたちが自身の生き方を主体的に選択し、方向性を定め、その実現に向けて努力していく意欲・態度などを身に付けるためには、基礎的・汎用的能力の育成に向けたキャリア教育が重要です。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした市民生活の変化

令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の命を危険にさらすだけでなく、緊急事態宣言の発出に伴う学校園の休校、外出自粛やイベントの中止、規模の縮小など、市民生活に大きな影響が生じました。一方でリモートワークの拡大をはじめ、都市部からの地方への移住など、人々のライフスタイルや価値観にも大きな影響を与えました。

この様な中においても、経済活動やコミュニティ活動の維持をはじめ、子どもたちの健やかな学びの確保に向けて、オンラインによる授業など、社会生活が継続できるように、様々な工夫を凝らした取組も進んでいます。

#### (6) 国の第3期教育振興基本計画について

国においては、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間を計画期間とする第3期教育振興基本計画を策定しました。第3期基本計画においては、第2期基本計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承するとともに、令和12年(2030年)以降の社会を展望して、超スマート社会「Society5.0」の実現に向けた技術革新が進展する中で「人生100年時代」を豊かに生きていくための、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上の必要性と、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化するための教育の実現を、教育施策の重点事項としています。

また、教育施策に関する基本的な方針として、「可能性に挑戦するための力の育成」、「社会の持続的発展を牽引するための多様な力の育成」、「生涯の学びと活躍できる環境の整備」、「学びのセーフティネットの構築」、「教育政策推進のための基盤整備」の五つの取組方針を掲げています。

### (7) 滋賀県の第3期教育振興基本計画について

滋賀県においては、平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間の計画期間とする第3期教育振興基本計画を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標としています。

この計画では、「共に生きる」をキーワードとして、「人と人」「人と地域」が共に連携し、教育の充実と地域の活性化が良い循環を生み出すことを目指し、「子どもの個性を大切にし、生きる力を育む」、「社会全体で支え合い、子どもを育む」、「全ての人学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」の三つの柱に基づいた教育施策を推進することとしています。

また、「滋賀ならではの学び」を大切にしながら「夢と生きる力」を育む教育を目指し、一人一人の基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと身に付けるとともに文章や人のしぐさなどから情報や人の思いを正確に読み解き理解する力である「読み解く力」の育成に力を入れています。さらに、人生100年を見据え、誰もが生涯楽しく学び続け、その学びや経験を社会に活かすための手法の一つとして「読書」に焦点を当てた取組が進められています。

### (8) 新たな教育課題への対応（学習指導要領の改訂）

学習指導要領、幼稚園教育要領が全面改訂され、小中学校では平成30年度（2018年度）からの移行期間を経て、小学校は令和2年度（2020年度）、中学校は令和3年度（2021年度）から全面実施となりました。

新しい学習指導要領では、子どもたち一人一人の「生きる力」を育成するため、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「カリキュラム・マネジメント」を活用し、①実際の社会や社会の中で生きて働く「知識及び技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、③学んだことを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間力等（主体的に学習に取り組む態度）」の三つの資質、能力をバランスよく育むことを目指しています。

「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することが求められます。また、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育、特別の教科である道徳などの新たな課題に対応した新しい教育実践が必要になります。

### (9) 教員の働き方改革に関する取組

近年では、教育をめぐる社会情勢の変化とともに、教職員の多忙さが深刻な社会的問題となっています。国においては、学校現場における業務改善のための法律の改正やガイドラインの作成などの取組が進められています。

中央教育審議会答申（平成31年（2019年）1月25日）の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、学校や教師が担うべき業務の明確化、適正化等が検討される中で、「学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表」が提示されるなど、実効ある取組となるよう、「学校における働き方改革推進本部」が設置されました。勤務時間管理の徹底や学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材の配置拡充、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資する統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用の加速化など、様々な取組が進んでいます。

教育の中心的な担い手となる学校、教師が本来の力を発揮できるよう、教職員の勤務時間の適正化など、教員の働きやすい環境づくりが必要です。

## 2 東近江市における教育の課題

### 課題1 子どもの生きる力を育む教育の推進

#### (1) 学力の向上

##### ① 主体的に学ぶ子どもの育成

■市立の小中学校では、「子どもの生き抜く力を育む教育」を目指して、成長段階に応じた教育を推進しています。また、児童生徒や地域の現状などを踏まえ、学校の教育目標に沿った教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進しています。各学校では地域住民の協力による郷土学習、体験的学習の実施や授業の工夫改善を進め、少人数学級編制や少人数指導等によるきめ細かな指導を展開し、確かな学びの推進に努めています。

しかし、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から実施される「全国学力・学習状況調査」において、滋賀県及び本市は各分野で全国平均を下回るなど厳しい結果となっています。確かな学力を育むに当たり、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」が大きな課題の一つです。また、様々な情報を関連付けて整理することや他者とのやり取りにおける読み解く力にも課題があります。「主体的・対話的で深い学び」の実現につながる「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりの推進や充実を図る取組が急務です。

##### ② 個に応じた学習の充実

■児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることが必要です。

##### ③ G I G Aスクール構想等の新たな社会への対応

■読解力などの基礎的な学力の習得とともに、A I技術やビッグデータの活用による問題解決など、学びにおいても情報活用能力の育成や異年齢集団による協働学習を拡大し、新たな時代に生きる力の育成が求められています。

■将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために情報活用能力の育成が求められています。また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにI C Tをツールとして効果的に活用することも求められています。

■国際的な視野やコミュニケーション能力を持ち、国際社会の平和と発展への寄与など国際的に通用する資質の育成が求められています。日本人としてのアイデンティティを確立し、語学力を伸ばし、多文化交流など多様な体験を通じ他国を尊重する態度を養成する必要があります。そのためにも、各小中学校の外国語活動や外国語科の授業でコミュニケーション能力を育成するA L T（外国語指導助手）の配置を継続していく必要があります。



■本市には森里川湖のつながりが育む多様で豊かな自然がありますが、これらと触れ合う場や機会が減少することにより、その価値を認識することが難しくなっており、身近な自然に触れる場や機会を創出することが必要です。

また、豊かな里山や特徴的な河辺林の自然を活用した環境学習など、本市の環境に関する先進的な取組を生かし、自然環境との調和や省エネルギー・省資源の生活習慣など持続可能な開発のための教育（E S D）※5を推進することが必要です。

#### ④ 教職員の資質向上

■学力学習状況調査の分析をはじめ、国・県の動向を注視する中で、研修や更なる意識啓発に努め、新たな教育課題に対応した教職員の資質向上と指導力の強化を図っていく必要があります。

■児童生徒の資質・能力の育成に向けて、タブレットPC等のICT機器を有効に活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組が急務となっており、タブレットPCの活用に向けた喫緊の研修とともに、より質の高い授業の創造に向けた継続した研修が必要となってきています。

■これらの課題に対応していくためには、設備や機器の導入だけでなく、教職員が必要な知識・技術を取得できる場の提供など人材育成の充実や専門家の活用なども不可欠です。

#### ⑤ 幼小中教育の連携の推進

■子どもの発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共通の視点として、幼稚園、認定こども園、保育所の保育教諭等と小学校の教職員が園児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。

■子どもの発達を長期的な視点で捉え、小学校の教職員との意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などを通じて、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、それぞれ指導方法を工夫しながら幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組が更に必要です。

※5 持続可能な開発のための教育（E S D）

Education for Sustainable Development の略。私たちとその子孫たちが、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びのことで、持続可能な社会の担い手を育む教育。E S Dの実践には、特に、「人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと」、「他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育むこと」の二つの観点が必要とされている。

## (2) 豊かな心と自尊感情の育成

### ① 郷土を愛する心、豊かな人間性を育む教育の推進

- 体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、考える力などの生きる基盤や子どもの成長の糧としての役割が期待されます。東近江市の小中学校では、小学4年生対象の森林環境学習「やまのこ」、小学6年生対象の平和学習、中学2年生対象の「中学生チャレンジウィーク」など全ての学校で実施しているものと、学校の地域性に応じて実施している体験活動があり、今後も継続していく必要があります。
- 郷土を愛する心や豊かな心を育むため、郷土学習資料集の有効活用や地域との連携による創意工夫のある郷土学習や体験学習などを通して、『ふるさとに学び育つ東近江の子ども』を育成していく必要があります。
- 読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。その拠点となる学校図書館には、読書活動だけでなく、学習活動を充実するための役割が一層期待されています。そのために、学校図書館における図書館資料の充実並びに学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実が必要となります。
- 東近江市子ども芸術展は、児童生徒の芸術作品を展示し、美術・書写教育の振興と向上を図り、児童生徒の美術・書写教育の成果の発表の場として位置付けられています。つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培うことが必要です。

### ② 自己肯定感や自尊感情を高める教育の推進

- 自己肯定感や自尊感情を高める教育が求められています。児童生徒一人一人が発達段階に応じて、人権の重要性について理解し、自分を大切にすること、相手を大切にして尊重することができる意識と態度を養うための人権教育・道徳教育を進めることが必要です。

## (3) 健康づくりと体力の向上

### ① 児童生徒の適切な健康管理

- 児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図るため、学校医・学校歯科医と連携し、毎学年定期的に健康診断を行っています。近年、海外からの児童生徒の転入が増加傾向であるため、精密検査の受診が困難な場合もあり、費用の負担や受診機会の確保等の課題解決が求められています。

## ② 児童生徒の体力の向上

■健康に生活することや運動をするために体力は欠かせません。本市の新体力テストの小学5年生、中学2年生の結果を見ると全国平均を僅かながら下回り、近年、低下傾向が顕著で、子どもの体力向上の取組が必要です。

【令和元年度 児童・生徒の体力について（全国との比較）】

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)
小学5年生									
男子	東近江市	15.74	18.34	30.86	39.51	45.27	9.63	151.02	20.90
	全国	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32	9.42	151.45	21.61
女子	東近江市	15.57	17.97	35.62	38.97	37.89	9.74	148.23	13.00
	全国	16.09	18.95	37.62	40.14	40.79	9.64	145.68	13.61
中学2年生									
男子	東近江市	28.71	26.31	43.09	52.36	80.06	8.00	199.58	20.20
	全国	28.65	26.96	43.50	51.91	83.53	8.02	195.03	20.40
女子	東近江市	23.70	22.42	43.88	47.19	56.11	8.88	172.34	12.37
	全国	23.79	23.69	46.32	47.28	58.31	8.81	169.90	12.96

※ 全国値を上回る結果について網掛けで表示

資料：全国体力・運動能力調査（平均値）

※ 「ボール投げ」は、小学生はソフトボール、中学生はハンドボール

## ③ 食育の推進

■学校給食については、東近江市学校給食基本計画に基づき、全ての幼稚（児）園、小中学校で給食を実施しています。食は、人間が生きていく上での基本的な営みの一つです。健康な生活を送るためには、健全な食習慣や食環境が欠かせないものであり、食事を規則正しくとることが大切です。食事の重要性や喜び、楽しさを理解し、心と体を活動できる状態にし、持てる力を十分に発揮できるようにすることなどを目的として、家庭と学校の連携のもと、食育を推進する必要があります。

## ④ 安全・安心な学校給食の実施

■集中的で高度な衛生管理が可能なセンター方式により安全な給食を実施しています。施設や設備の老朽化に伴う修繕費用の確保及び長期的な設備更新の検討が必要です。

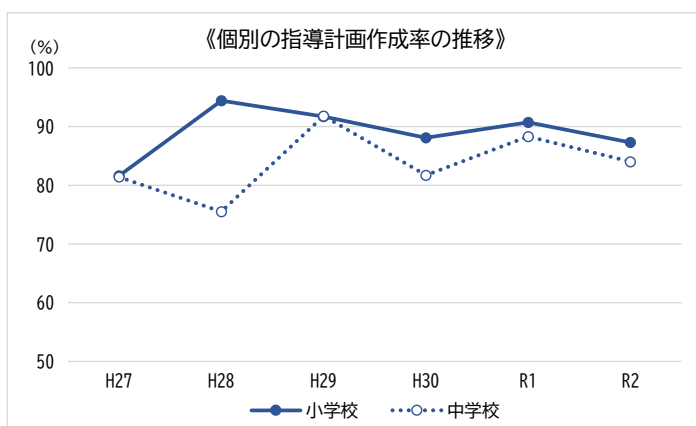
#### (4) 特別支援教育・不登校児童生徒支援・生徒指導体制の充実

##### ① 切れ目のないきめ細やかな指導・支援

■近年の児童生徒の問題行動において、家庭環境や発達障害等が要因となるケースが増加しており、学校教育の現場だけでは対応が困難な問題が山積しています。公的な関係機関との連携を密にとり、情報を共有しながら個々の状況に応じて対応することが必要です。

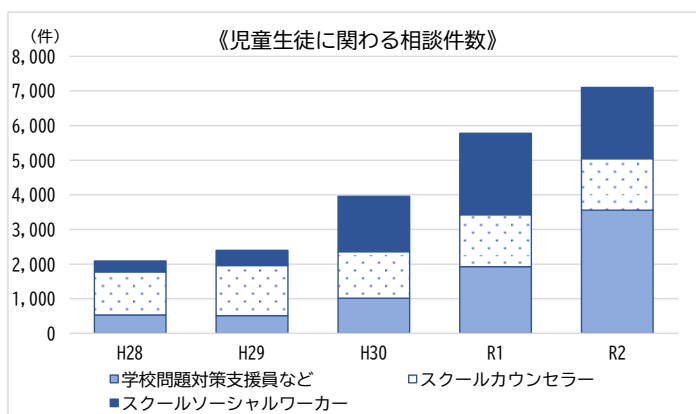
##### ② 教職員研修の充実

■特別な教育的支援を必要としている児童生徒が年々増えています。そのため、特別支援学級への在籍の有無を問わず、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し支援を行っています。子どもへの支援は個別的であり、ニーズも高いため、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや関係機関がそれぞれの役割を果たし、学校が一つのチームとしてより一層連携しながら適切に対応していくことが求められています。そのため、通級指導教室担当、特別支援学級担任、通常学級の担任のほか、関係機関との連絡調整役となる特別支援教育コーディネーターの研修を充実させることが必要です。



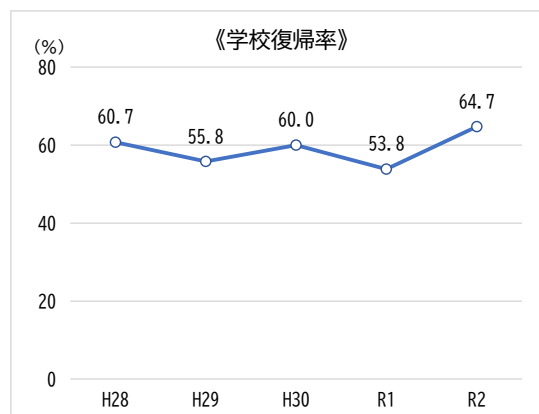
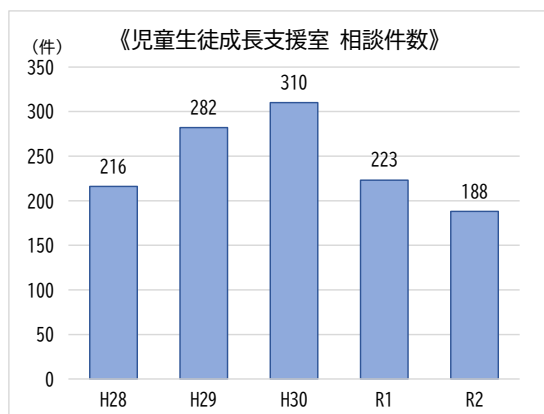
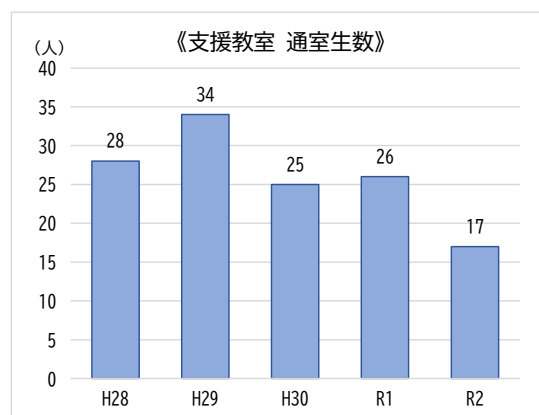
##### ③ 専門職による相談・支援体制の充実

■近年、学習や人間関係等に対する不安などの様々な要因により、学校に登校できない児童生徒や学校不適応の症状を起こしている児童生徒が増加しています。児童生徒の悩みや不安、保護者の困り感を的確に把握し対応するため、各小中学校にスクールソーシャルワーカー及びスクリーニングケアサポーターの配置を進めています。また、心的ストレスを抱えた児童生徒や学校不適応の症状を起こす児童生徒等の心の安定を取り戻すため、校内教育相談体制を整備するとともに、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒と保護者の相談に応じています。さらに、学校問題対策支援員、さわやか相談員等を各小中学校へ派遣し、いじめ・不登校をはじめとする児童生徒の問題行動の早期解決を目指して、急増する児童生徒・保護者からの教育相談に対応することが必要です。



※令和2年度：4月～5月は新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校

■児童生徒成長支援室では、学校に行きたくても行けない児童生徒の心を解きほぐし、生活意欲を高めて学校復帰できるように支援を行っています。通室生に対して、スーパーバイザーや心理判定員の指導助言を受けながら、個に応じた活動を行うことで、社会的自立や学校生活への復帰を支援しています。また、不登校（傾向）の児童生徒の保護者や学校関係者の悩みや不安を解消するために面接相談も行っています。不登校の要因が年々多様化し、全国的にも不登校在籍率が増加しているため、より一層課題の把握に努め、支援体制を整える必要があります。



資料：東近江市データ

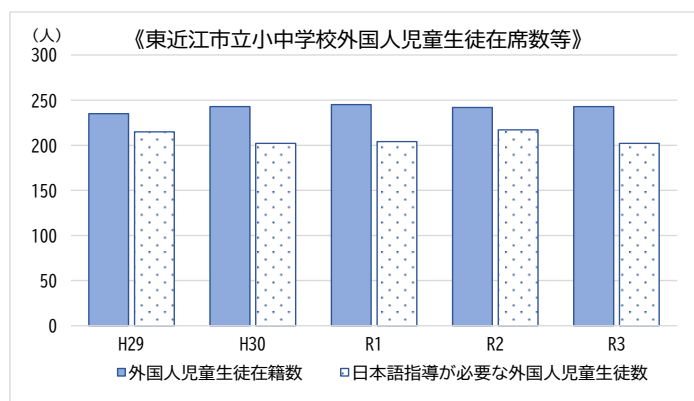
## (5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の充実

### ① 日本語初期指導教室「いろは」の充実

■日本語の初期指導を必要とする児童生徒対象に日本語初期指導教室「いろは」を開設しています。初歩的な日本語の習得及び日本の学校教育に必要な生活習慣の獲得が十分でないまま学校へ戻る児童生徒もあり、支援体制の充実が必要です。

### ② 日本語相談支援の充実

■現在、ポルトガル語、タガログ語の日本語相談支援員を配置していますが、外国人児童生徒の多国籍化、在籍学校の増加に対応するため、スペイン語や中国語、ビサヤ語（フィリピンの公用語の一つ）の支援や支援員の適切な配置が必要になっています。



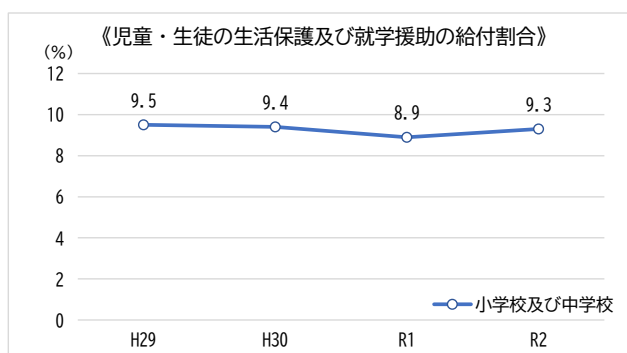
## (6) 学びを支える環境づくり

### ① 教育の振興と教育振興基本計画の着実な実施

- 教育課題の解決に向けた支援を積極的に進めていますが、教育を取り巻く環境は複雑で多様化・困難化しています。そうした中で教育課題に適切に対応する必要があります。
- 東近江市教育振興基本計画の推進や目標を達成するため、推進施策の進捗状況について、評価、点検を行う必要があります。

### ② 就学援助制度による児童生徒の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが教育を受けられるための支援を行うため、支援を必要とする者に対して、就学援助事業により、経済的負担の軽減を図ることが求められています。



## (7) 小中学校施設・設備の整備

### ① 学校施設の適切な管理と計画的な整備

- 子どもたちが安全・安心で学習しやすい環境づくりに向け、平成26年度（2014年度）に耐震化工事を完了していますが、引き続き、老朽化が進んだ校舎をはじめ、体育館の改修や遊具の更新が必要です。また、校庭芝生化整備を計画的に進めており、環境や景観向上の役割のほか、砂じん緩和やけが防止など教育環境の向上において一定の成果を上げていますが、今後も継続的な管理体制の構築が必要です。
- 教育に求められるニーズが多様化・高度化しており、安全・安心な環境づくりを第一に東近江市学校長寿命化計画に基づいた施設整備を進め、新しい教育に対応できる設備、機器の充実を図る必要があります。
- 国のGIGAスクール構想により、一人一台の端末を整備してきました。それによって、多様な子どもたちに公正に個別最適化した教育を進め、資質・能力の一層の育成が求められています。これまで培ってきた教育実践にICTを融合し、学習活動の一層の充実を図るため、更なる学校における教育の情報化を進めていく必要があります。



## (8) 大学や研究機関等との連携の強化

### ① 大学や研究機関等との連携体制の構築

- 大学や研究機関などの専門的な知識や教育研究等を教育行政に取り入れることが必要であることから教育関係機関と連携することが求められます。

## (9) 就学前教育の充実

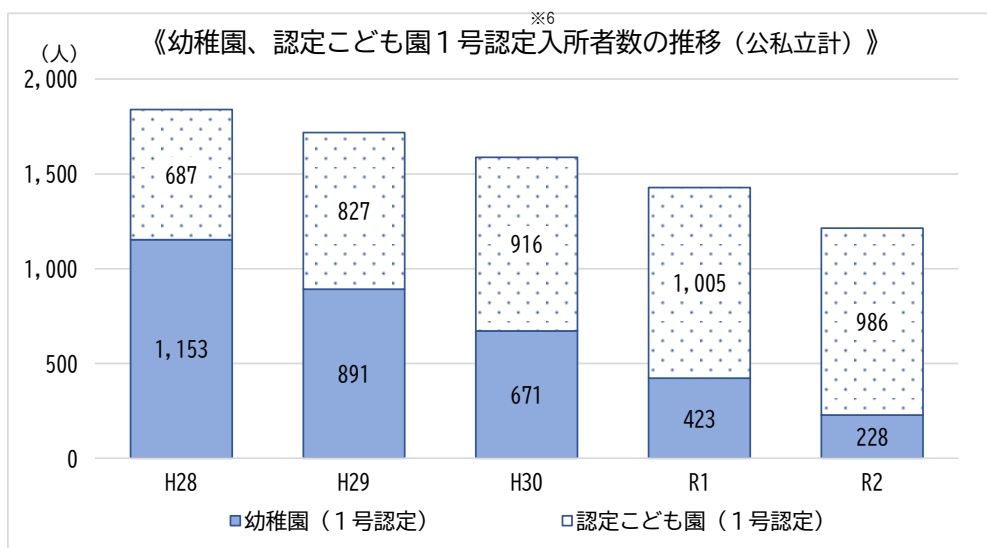
### ① 幼児施設の適切な管理、整備及び計画的な改修

- これまで幼保一体化施設をはじめとした幼児施設の整備を計画的に進めてきましたが、今後においても、老朽化が進んでいる認定こども園における旧園舎部分や幼稚園等の改修をはじめ、幼児教育・保育ニーズに応じた施設・設備の効率的な整備が求められています。引き続き、東近江市学校長寿命化計画に基づき、施設の適正な管理に努め、安全・安心な教育・保育環境の維持・向上を図っていく必要があります。

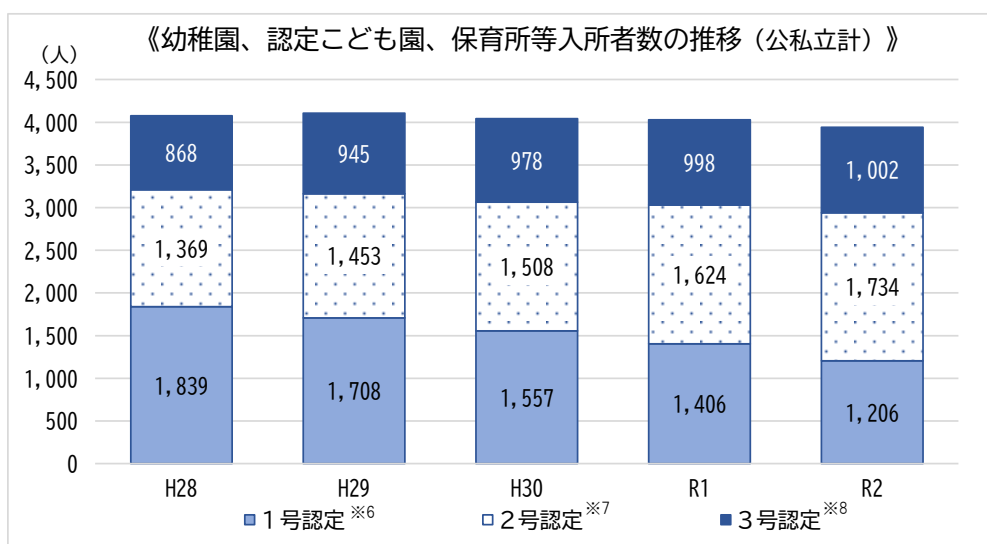
### ② 幼児教育の充実

- 乳幼児期の教育及び保育は、子どもたちが生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。市内の幼稚園、認定こども園、保育所等では、生活や学習のための基盤づくりと子どもたちの健やかな育ちを目指し、里山保育などの自然体験や社会体験を通して豊かな幼児教育を進めており、今後も子どもたちのたくましく生きる力と豊かな心の育成に努める必要があります。
- 乳幼児期の成長発達に応じた保育を追求し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実と生涯にわたる教育の滑らかな指導の系統性や連続性、教育力の強化を目指すために、平成30年(2018年)4月に「幼児教育センター」を設置しました。指導員(幼児教育アドバイザー)の派遣による園の巡回指導や研修支援を行い、子どもたちの豊かな育ちにつながる教育・保育の充実に努めています。しかし、幼稚園での預かり保育や子育ての支援など、教育・保育課程以外の活動へのニーズの高まりから、研修時間の確保が難しくなっている現状もあり、保育教諭等の能力・資質の向上を図るため、研修のあり方や工夫が求められます。
- 令和元年(2019年)10月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い多様化する保育ニーズを把握し、第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、一時預かり事業等の子ども・子育て支援施策を推進することが求められます。

## 第2章 教育の現状と課題



資料：東近江市データ（各年度5月1日現在）



資料：東近江市データ（各年度1月1日現在）

※6 1号認定

【教育標準時間認定 満3歳以上】幼稚園、認定こども園で教育を希望

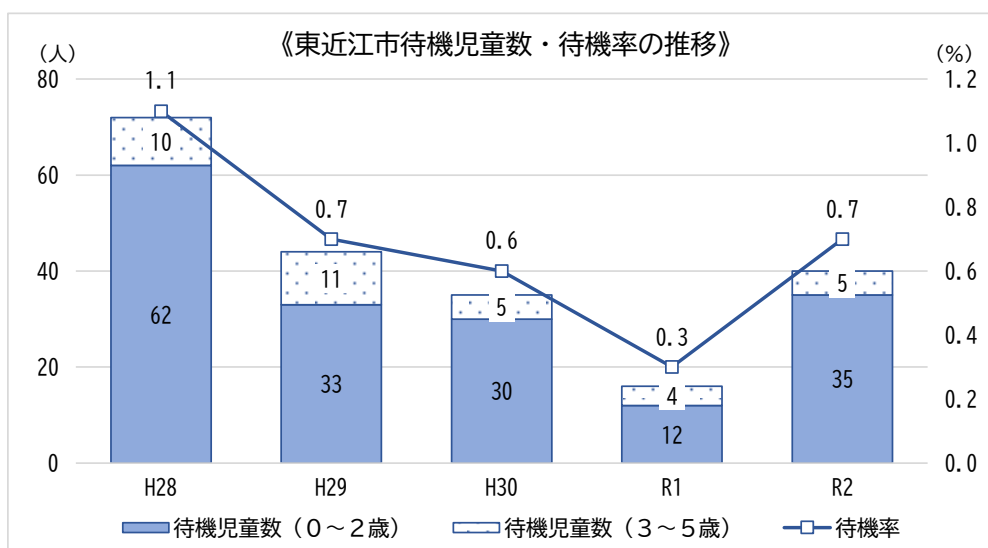
※7 2号認定

【保育認定 満3歳以上】「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望

※8 3号認定

【保育認定 満3歳未満】「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望





資料：東近江市データ（各年度4月1日現在）

## (10) キャリア教育の充実

### ① 系統的なキャリア教育の実現

- 発達段階に応じて自己有用感を高め、特別活動や総合的な学習の時間における体験的な活動を通して、働くことへの関心と資質能力を高める必要があります。

## 課題2 社会全体で子どもの学びを支える

### (1) 子どもの安全・安心の確保

#### ① 通学路等の安全対策の確保

- スクールガードなど地域の安全・安心を見守る活発な活動が子どもたちの通学の安全に大きく寄与しており、こうした取組を更に発展させるため、活動の支援を行うことや継続した人材の確保が必要となります。
- 通学路や未就学児の移動経路等について、異常や危険性がないか確認し、関係機関との連携強化を図りながら効果的な安全対策を行う必要があります。
- 子どもの安全対策として、通学路交通安全プログラムに基づき、継続的に通学路等の安全対策に取り組んでいますが、子どもたちの安全確保には、「こども 110 番の家」の設置拡充が必要です。

#### ② 子どもの危機管理意識の向上

- 重大事故や不審者の侵入等、園児、児童生徒に大きな影響を及ぼすおそれのある様々な事態を想定した危機管理についても、マニュアルに沿った実践的な訓練を実施し、全職員が把握しておく必要があります。
- 子どもの安全対策として、継続的に通学路等の安全対策に取り組んでいますが、安全対策は設備面のみならず、子ども自身の危機管理意識及び知識の向上が必要です。
- 子どもの危機意識向上のために、不審者や事故・災害等への対応について、子どもが自ら命を守る力を身につける安全教育の推進が必要です。また、インターネットの普及に伴い、その利用に関して子どもの情報モラル等の教育や教職員の研修を進めることが必要です。

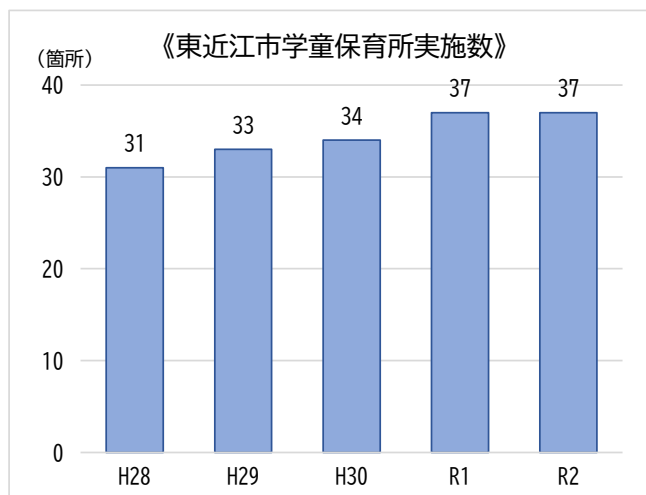
### (2) 学校・家庭教育を支える地域との連携の強化

#### ① 学校・家庭と地域の連携の充実

- 本市では、子どもたちやお年寄りを温かく見守り、お互いに支え合いを通して成長する良い循環があります。今後は更に地域一体となって、地域の子どもは地域で見守り、育てるという意識を醸成し、行動していくことが必要です。
- 緊急事態に備えた連絡体制や協力体制を保護者や消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、日頃から積極的に地域とのコミュニケーションをとり、地域住民に緊急時の協力や援助を依頼することが必要です。

■地域学校協働本部<sup>※9</sup>事業において、小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、学校、家庭、地域を結ぶ取組を進めています。今後は、「地域と共にある学校づくり」「学校と共にある地域づくり」を推進するコミュニティ・スクール<sup>※10</sup>の設置等、地域と学校が連携・協働する仕組みが必要です。

■就労等により昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、児童の大切な居場所として生活の安全確保と児童の健全育成の役割を担う学童保育については、施設の確保を図るとともに、保育の質の向上への支援が必要です。



資料：東近江市データ

## ② 家庭の教育力の向上

■家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭が増加しています。家庭教育を支援するための地域等による様々な取組への支援が必要です。

## ③ 虐待の早期発見と関係機関との連携

■コミュニティ意識の希薄化が徐々に進む中、課題を抱える家庭の孤立などが危惧されます。特に児童虐待については、総合計画におけるまちづくりアンケートから市民の関心も高く、発生案件に対する学校、家庭、地域、医療の協力による子どもの心のケアはもちろん、家庭が孤立しないための対策や虐待を生む要因の一つでもある貧困対策など、抜本的・総合的な取組が求められています。

■児童福祉法の改正により、児童虐待の発生防止から自立支援までの一連の対策強化や早期発見のための取組、体罰によらない子育ての推進が求められています。虐待に関する相談件数は年々増加し、虐待に至る要因も複雑多岐にわたります。解決や改善に至るまで長期的な支援を必要とするケースもあり、今後も引き続き支援体制の充実や関係機関との連携、更なる職員の専門性の向上に努める必要があります。

※9 地域学校協働本部

地域と学校が連携・協働しながら、幅広い地域住民の参画により、地域全体で子どもの心豊かな成長を支え、地域を創生するため、本部長を学校長として市内全小中学校に設置している。

※10 コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校。学校運営協議会では地域・家庭・学校が地域や学校の現状と課題、また、育てたい子ども、未来の地域像を共有し、それぞれが双方向で連携・協働しながら学校づくり・地域づくりを進める。

### 課題3 生涯を通じて学び続ける

#### (1) 人権教育・啓発の推進

##### ① 人権教育と人権啓発の取組

- 全ての人の人権が尊重されるまちづくり、地域ぐるみの人権教育・啓発を推進しているものの、日常生活の中には様々な人権課題があり、正しく理解される取組が必要です。
- 様々な人権問題の解決に向け、社会の変化と自分の生き方や地域社会を見つめ直す学習の場として「町別懇談会」を推進しています。その成果を自治会組織や自治会行事に反映できるように、更に前向きな取組が必要です。
- 人権学習冊子「ぬくもり」を作成し、町別懇談会、職場内、学校、家庭等様々な場所における学習教材として活用が図れるようにする必要があります。
- ぬくもりメッセージの公募と作品展示及び作品集を作成し、人権について市民の「願い」や「思い」を伝え、人権を大切にする人の輪を大きく広げる必要があります。

#### (2) 青少年の健全育成

##### ① 青少年に関する総合的施策の推進

- 若者には青少年育成推進事業への参加を通じて、郷土への理解や愛着を育て、地域社会への参画を促す必要があります。
- 青少年を取り巻く社会環境が多様化・複雑化する中、青少年の課題も多様化しています。行政や家庭・学校・企業はもとより、地域に根ざしたPTA、子ども会、青少年育成市民会議などの各種関係団体とも連携し、子どもの安全確保や青少年を取り巻く課題解決に向け、更に総合的な取組を推進する必要があります。
- 青少年活動について、ニーズの更なる把握や情報伝達の方法など、一層の工夫が必要です。また、携帯電話（スマートフォン）をはじめとする情報受発信手段の多様化に対し、情報リテラシー習得などについての適切な支援も重要な課題となっています。
- 東近江少年センター（あすくる東近江）を核として、就学や不登校、就労等に悩みを持つ青少年の相談対応、助言を行うことにより、青少年が自分自身を見つめ直し自立できるよう支援を行う必要があります。

##### ② 子どもの自然体験活動と青少年活動の推進

- 家庭や地域の教育力の低下や子どもの生きる力を育む自然体験や社会体験の不足が見られるため、子どもの体験活動の推進が必要です。
- 青少年が市内及び地域で活動し、イベント等で活躍する機会が減少しています。

### (3) 生涯を通じて学ぶ機会の充実

#### ① 多様な学習機会の提供

- 人口減少、少子高齢化の進行、情報化、IT化の進展などにより、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化する中、生涯にわたる多様な学習機会が求められています。
- 生涯学習に関する情報提供については、各種広報誌などの紙媒体や東近江スマイルネット、インターネットの活用など、市民のニーズに応じて様々な手段で発信・広報を行っています。市民が主体的に学べるよう、更に幅広い学習情報を収集提供する必要があります。
- 地域社会との接点が少なく、必要な情報が十分に届いていない市民に対しては、情報ニーズの更なる把握や情報伝達の方法について工夫に努める必要があります。
- 自らの教養と知識を高め、人間性に磨きをかける市民大学は、生涯学習の場として、各ジャンルから専門講師を迎え開催していますが、これからも幅広く学習する機会を市民に提供する必要があります。
- 循環型学習活動の仕組みとして市民等を講師として派遣する出前講座の実施や各地区等で実施されている学習活動の情報提供により学習機会を増やすことができました。市民が更に学習活動に参加しやすい工夫や情報発信の機会を増やす必要があります。

#### ② 学びの成果を生かす取組の推進

- 社会教育における各種団体への組織強化と活動活性化の支援が求められており、各種団体が研修で得た知識を地域へフィードバックする仕組みづくりが課題となります。

#### ③ コミュニティセンターの活用

- 本市では、地域力を高め住民自治によるまちづくりを推進する視点と共に社会教育、地域福祉を推進する場としてコミュニティセンターを設置しています。コミュニティセンターは、各地域における地域住民の活動の拠点として重要な役割を果たしています。コミュニティセンターの機能充実のため、職員の技能と指導力向上、まちづくり関係部署や関連団体との更なる連携が必要です。

#### (4) 文化芸術の振興

##### ① 心の豊かさや生きる活力をもたらす文化芸術活動の推進

- 文化芸術活動の中核を担う文化団体連合会は、164 団体、3 千人を超える会員を擁しています。しかしながら、その構成員の高齢化や新たな活動内容の展開が見いだせないなど多くの課題を抱えています。
- 学習成果の発表機会である芸術文化祭では、毎年、多くの出演希望団体があり、子どもと芸を極める方々の発表の場を設けていますが、発表団体が限定的な傾向にあり、より多くの団体へ発表の機会を提供することが必要です。
- 文化芸術が身近なものであるよう劇団公演、親子向け事業、演奏会、美術展覧会を開催し、芸術文化を鑑賞する場や機会の提供に努めていますが、引き続き他事業との共催や同時開催により、文化芸術に触れる機会をより増やすことが必要です。
- 各地域ではコミュニティセンターが文化活動の拠点としての役割を果たしていますが、多様化するニーズに対して、更に利用しやすい活動拠点づくりが求められています。
- 近江商人博物館や能登川博物館、西堀榮三郎記念探検の殿堂や世界風博物館東近江大風会館、中路融人記念館など地域の観光、産業、文化振興、地域づくりの拠点としての博物館や美術館、約 800 席のホールを有する八日市文化芸術会館や約 500 席のあかね文化ホールなど、多様な文化施設を市民共有の資源として有効に活用することが必要です。
- 芸術家が集う工房であるヘムスロイド村の魅力を高め、市民が手工芸に触れ、作家と交流できる機会の創出が必要です。

##### ② ふるさとへの愛着を醸成し、郷土愛を育む

- 少子化や高齢化などの社会状況の変化により、地域に根差した文化、伝統の継承が難しくなっています。地域の文化を学び、触れることで心の豊かさやふるさとへの愛着を醸成し、郷土愛を育む必要があります。

## (5) 図書館活動の充実

### ① 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

- 図書館については、市内7地区それぞれに設置し、相互に連携を図りながら地域に根差した図書館運営を行ってきました。資料提供機能に重点を置き、各館独自に展示など多様な企画事業を行い、全職員が司書資格を有する体制で質の高い図書館サービスを行っています。人づくり、まちづくり、そして文化の拠点として多様な機能を発揮しています。
- より良いまちづくりを実現するため、図書館が果たすべき役割がますます大きくなる中、多様化かつ高度化する市民の資料要求に応えるため、充実した資料整備とより魅力のある書架づくりを行うことが必要不可欠です。また、生涯にわたる学びを保障する機会となる多彩な企画事業の開催も求められています。
- 「東近江市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館、幼稚園、認定こども園、保育所との連携を推進し、子どもたちの読書の習慣づくりの強化や子どもの読書環境の改善を図ることで、想像力豊かな子どもの育成を目指しています。  
児童書の貸出冊数は増加傾向にあり、「東近江市子ども読書活動推進計画」第2次計画に沿って園や学校、ボランティアと連携して子どもたちの読書の習慣づくりやより良い読書環境の充実のために取り組んできた成果が見えます。今後更に連携を進め、全ての子どもたちの身近なところに本があり親しむことのできる環境を充実させ、第3次計画において子どもと本をつなぐ人を増やしていく必要があります。
- 市内のどこに住んでいても、誰もが求める資料や情報を得られるよう、市全域にくまなくサービスを行き渡らせる必要があります。移動図書館によって、高齢者など図書館への来館が困難な市民や図書館未利用者に向けて、きめ細やかにサービスを届けることが望まれます。
- 快適な読書環境を提供するために、老朽化した設備や施設の計画的な改修を行い、トイレのバリアフリー化を進めるなど、誰にとっても利用しやすい環境の整備が求められます。



おひぎでだっこのおはなしかい

## (6) 歴史文化資産の保存と活用

### ① 歴史文化の調査と保存・継承

- 市内には森里川湖と連続する多様な自然の中で様々な歴史文化が生まれ、国指定関係 63 件、県指定関係 39 件、市指定 200 件のほか、登録・選択文化財など合わせて 421 件もの文化財が所在しており、これらを次世代へ引き継いでいく必要があります。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
文化財数	375 件	382 件	383 件	402 件	421 件

(各年度 4 月 1 日現在)

- 未だ文化財に指定されていない地域の歴史や文化を物語る歴史文化資源が数多く残されており、これらを調査し、価値付けしていくことが求められます。
- 少子高齢化の進行などにより、文化や伝統を維持してきた地域コミュニティの活動が困難になりつつあります。祭礼や伝統行事は地域の絆を深める大切な役割も果たしており、その保存・継承への取組も必要です。
- 市内には、近江商人博物館・中路融人記念館や能登川博物館、西堀榮三郎記念探検の殿堂などの市立施設のほか、民間の博物館・美術館もあり、これらが特徴を生かし地域の観光・文化振興・地域づくりの拠点となり、さらに各館が連携することで、より有効な活動を推進していく必要があります。
- 本市の 56 パーセントを占める森林の中で育まれた歴史文化の情報発信が必要です。

### ② 歴史文化資産の活用

- 平成 30 年（2018 年）に文化財保護法が改正され、地域社会が総がかりで未指定を含む文化財の継承に取り組み、まちづくりに生かしていくことが求められています。
- 歴史文化資産を観光やまちづくりの資源として積極的に活用することで市民の誇りとなり、郷土愛を醸成し、保存・継承への意識を高めていかなければなりません。
- 特別史跡安土城跡には東近江市域も含まれていることの周知が不足しています。
- 伝統的建造物群保存地区では、歴史的な町並みがよく保存されているものの観光施設等が乏しく、その魅力を体験できる機会が限られています。
- 伊庭の水辺景観は、人々の暮らしが水と共にあったことを伝えていますが、そのことを理解するための十分な発信が必要です。
- 終戦から 76 年が経過し、戦争を知る世代の高齢化により戦争の記憶や記録が急速に失われつつあり、戦争の惨禍を伝える貴重な遺跡（布引掩体群や平林射撃場など）が存在するものの、保存措置や活用策が求められます。
- 市内に多く存在する文化財の潜在価値を引き出し、保存と活用の好循環を生み出していく必要があります。



## (7) 生涯スポーツの振興

### ① 生涯を通じてスポーツに親しむ機会の充実

■世界規模でまん延している新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本市においても各種スポーツ大会が中止となり、総合型スポーツクラブの活動参加者数やスポーツ少年団の団員数が減少するなど、幅広い年齢層でスポーツに取り組む機会が失われました。こうした機会の喪失による運動不足やストレスは、心身に悪影響を及ぼす健康二次被害や子どもたちの健全な育成を阻むものであり、誰もが生涯を通じて気軽にスポーツができる機会や情報を改めて発信する必要があります。

このような状況下でも、本市では、地域スポーツや競技スポーツの普及を担うスポーツ協会や気軽にスポーツに触れることのできる総合型地域スポーツクラブが地域に根ざした活動を展開しており、さらにスポーツ少年団なども活発に活動をしていることから、これらの団体への支援を行っています。特に近年では、競技力だけでなく、生涯を通じてスポーツに楽しみ、スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりに貢献しながら、安全で効果的な活動が継続して行えるよう指導者や地域リーダーを育成することが求められています。今後は、総合型地域スポーツクラブに対する市民の理解を深めていくとともに、スポーツ関係団体の協力体制の強化とスポーツリーダーとなれる若年層や女性の指導者の発掘・育成という点に関して、重点的に支援していく必要があります。

■スポーツ推進委員によるニュースポーツやレクリエーション活動の出前講座などを通じた市民の健康・体力づくりや市民交流の推進及び市内の大学と連携して子どもや高齢者に対する学生主導の運動適正テストや健康運動教室等を開催しています。また、プロスポーツチームのメンバーやOBが「夢先生」として、小学生を対象に夢を持つことの大切さをはじめとする講義や実技を実施する「夢の教室事業」など、生涯スポーツの振興に努めています。生涯にわたるスポーツの習慣化や健康寿命の延伸を図るためには、こうした事業をその時々ニーズに対応しながら継続して行うことが重要です。



ネットでポンポイ大会



ディスクオン大会

## ② 多様なスポーツ施設の充実

- 学校体育施設を地域のスポーツ活動に開放するとともに、ホームページなどを通じた情報提供や公共施設予約システムの導入によって、市民がスポーツに親しむ機会の提供と各施設の利用を促進しています。市内には公認陸上競技場を有する総合運動公園や高校野球の公式試合の開催も可能な湖東スタジアムなどをはじめとした多くのスポーツ施設が整備されていますが、施設そのものの老朽化等を踏まえ、今後も、これらのスポーツ施設の有効かつ効率的な利用の促進と計画的な維持・改修が必要です。
- 令和7年（2025年）に開催予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において競技会場に指定されている施設については、周辺も含めた環境整備や競技実施を円滑に行うために施設整備が必要とされている箇所もあり、大会終了後も市民が多様に活用できる施設整備に取り組まなければなりません。
- 布引エリアについては、従来から布引住宅団地、布引工業団地、びわこ学院大学、総合運動公園、近江鉄道駅等、「住み、働き、学び、憩う」機能を有する、快適な生活環境を整えたまちづくりを推進してきたところですが、（仮称）黒丸スマートインターチェンジの事業化決定を受け、今後、様々な機能を充実することにより、周辺における更なる広がりや新たなまちの賑わい創出にオール東近江市で組織横断的に取り組む必要があります。

## ③ 市民のスポーツ意識の高揚

- 滋賀県では、令和7年（2025年）に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、市内の各スポーツ施設等でも各種の競技が行われることとなっています。こうした大きなスポーツイベントの開催をスポーツ振興の好機と捉え、市民のスポーツに対する関心を高める様々な取組を進める必要があります。
- スポーツに対する関心を高めるためには、トップレベルの競技を間近に見ることも必要です。プロスポーツチームやアスリートらとのスポーツを通じたふれあいの場を提供することも求められています。
- 「きっかけがない」「どこで何ができるのか、行われているのかわからない」といった理由でスポーツに取り組む機会を失っている人々に対しても多様な方法で情報発信を行い、「する、観る、支える」といったスポーツに対する様々な関わり方を提供することが必要です。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

第1期計画では、自己実現を目指し努力する心を「自分よし」、相手を敬い思いやる心を「相手よし」、人と人のつながりを大切にし、社会貢献に努める心を「社会よし」とし、近江商人が商いを通して到達した「三方よし」になぞらえ、人づくりの理念として取り組んできました。

本計画では、その理念を更に進め東近江市に愛着を感じ、他者にも思いをはせながら、予測困難な社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生き抜く力を持った人を育成する教育を推進するため、基本方針を『「三方よし」輝く未来の東近江 ～学びを支え 学びをつなぎ 学びを続ける 人づくり～』とします。

## 「三方よし」輝く未来の東近江

～学びを支え 学びをつなぎ 学びを続ける 人づくり～

### 2 基本目標 ～ 目指す人づくり ～

基本理念を踏まえ、東近江市が目指す人間像について、次のとおりとします。

#### 「自分よし」（自己実現）～自分の可能性を広げ、正しく歩める人づくり～

- 学力の向上を図り、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心、健やかな体を養います。
- たくましく生き抜く力と豊かな心を持って、自分すべきことや進む道を自分で選択し、どんな時にもしっかりと努力のできる人を育てます。

#### 「相手よし」（思いやり）～仲間をつくり、手を携えて進める人づくり～

- 命を尊び、自然を大切にし、他者への感謝や思いやる心、態度を養います。
- 相手のことを尊重し、支え合い、協調しながら、共に成長し合える人を育てます。

#### 「社会よし」（社会貢献）～ふるさとを愛し、社会に貢献できる人づくり～

- 伝統と文化を尊重し、これらを育ててきた郷土を愛する人を育てます。
- 人と人とのつながりに感謝し、ふるさとに誇りを持つ社会の一員として、身近な地域や社会のために自分の力を発揮し積極的に貢献できる人を育てます。

### 3 基本的な視点 ～ 生きる（生きる）学び ～

令和元年（2019年）12月に発表された「全世代型社会保障検討会議 中間報告」において、人生100年時代を迎え、「幾つになっても、学び直しをしながら、新たなチャレンジができるような、複線的かつ多様なマルチステージの人生」がライフスタイルとして掲げられています。

IT化やグローバル化が進むこれからの時代は、流行も価値観もめまぐるしく変化していくことが予測されます。子どもの頃からの学校等での学びを終えた後も、地域や社会において学び続けるライフスタイルにより、新しい発見に出会ったり、知識を取り込んだりして継続していくことが必要となります。

また、知識を取り込むだけではなく、それを“生かして”どのように人や社会と関わり、どのようにより良い人生を“生きていくか”ということが重要です。多様性を理解し合い、仲間と協力しながら、学びに向かう力をいかに育てていくかが重要視されます。

この計画では、子どもと大人、地域、団体、企業、そして行政など、まちづくりに関わるあらゆる主体が共に生涯にわたり学び、そのつながりや学びの成果を生かし、成長し合う「生きる（生きる）学び」の視点で取組を進めます。

## 4 教育資源の活用

### (1) 豊かな自然や歴史文化の活用

鈴鹿の山々には市街地のにぎわいとは隔絶した優美な自然景観が広がり、愛知川や日野川両河川に育まれた豊かな田園地帯、さらに内湖と琵琶湖の恵みに浴した地域へと続きます。この「鈴鹿山脈から琵琶湖まで」森里川湖の豊かな自然の恵みを保全・継承するため様々な体験学習に生かしていきます。

また、古代豪族や戦国武士の活躍の舞台、全国に広がる木地師文化のルーツ、近江商人の発祥地など、先人たちが育み、紡いできた特徴ある地域の歴史文化資産についても積極的に活用していきます。

### (2) 温かな人柄や人情の醸成

少子高齢化の進行及び市民の暮らし方や働き方の多様化に伴い、市民の価値観やライフスタイルも多様化しています。そのような中で、日常的な地域における交流の機会が減り、「地域の子どもは地域で育てる」という意識が希薄化してきています。

地域で子どもの学びを支え、見守るボランティアなどの地域人材は、子どもが安心して学び、学力向上や生きる力の育成においてもなくてはならない存在です。

本市には、昔から惣村文化が根つき子どもやお年寄りを大事にし、まちの美しさや環境を大切にす高い意識が息づいています。暮らしの便利さを求めるだけでなく、このまちだからこそ育まれる人の良さ、人々の持つ温かな心を大切にしていきます。

### (3) 充実した学校施設の活用

学習指導要領、幼稚園教育要領が全面改訂され、小学校は令和2年度（2020年度）、中学校は令和3年度（2021年度）から全面実施となっています。

本市では、小中学校施設の耐震化、冷暖房の完備、給食サービスの充実など、児童生徒が学習に集中できる環境づくりを積極的に進めてきました。

この充実した学校施設を十分に活用していくためにも、教育内容の充実や教職員の指導力の強化による学校教育の充実はもとより、地域との連携、協働など学校施設の有効活用、地域教育や生涯学習などとの連携を図っていきます。

#### (4) 質の高い図書館サービスの活用

市内に7館ある公立図書館では、子どもの本に関わる読書ボランティア等、関連する市民やグループの活動も活発に行われており、読書活動の推進はもとより、人づくり、まちづくりに関わる幅広い取組が図書館と連携して行われています。

充実した図書館サービスは、市民の読書意欲を高めることにとどまらず、教育や生涯学習における大切な財産といえます。図書館は、全ての市民の生涯にわたる自立的な学びを支え、郷土史や地域文化など地域に関する資料の提供による郷土愛を育む拠点として、更には人と人との出会いを創り出す場として活用します。

#### (5) 魅力あるスポーツ資源の活用

公認陸上競技場である布引グリーンスタジアムや公式戦開催球場である湖東スタジアムをはじめ、市内には数多くのスポーツ施設が整っています。加えて、スポーツ分野のコースを持った高校・大学も立地し、スポーツをする優れた環境にあります。

また、JFL所属のサッカーチームのホームタウンとして、さらに、女子硬式野球チームへの支援を通じた女子野球タウン認定を受けた市として、スポーツを通じたまちの活性化に取り組んでいます。

今後もこうした魅力あるスポーツ資源を最大限に活用し、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団の活動とも連携した取組へと生かしていきます。



布引グリーンスタジアム



ひばり公園（奥：湖東スタジアム）

## 5 施策の体系

教育課題の分析、基本方針に基づいた推進施策を提示します。

### 推進施策1 子どもの生きる力を育む教育の推進

(1) 学力の向上	① 主体的に学ぶ子どもの育成 ② 個に応じた学習の充実 ③ GIGA スクール構想等の新たな社会への対応 ④ 教職員の資質向上 ⑤ 幼小中教育の連携の推進
(2) 豊かな心と自尊感情の育成	① 郷土を愛する心、豊かな人間性を育む教育の推進 ② 自己肯定感や自尊感情を高める教育の推進
(3) 健康づくりと体力の向上	① 児童生徒の適切な健康管理 ② 児童生徒の体力の向上 ③ 食育の推進 ④ 安全・安心な学校給食の実施
(4) 特別支援教育・不登校児童生徒支援・生徒指導体制の充実	① 切れ目のないきめ細やかな指導・支援 ② 教職員研修の充実 ③ 専門職による相談・支援体制の充実
(5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の充実	① 日本語初期指導教室「いろは」の充実 ② 日本語相談支援の充実
(6) 学びを支える環境づくり	① 教育の振興と教育振興基本計画の着実な実施 ② 就学援助制度による児童生徒の支援
(7) 小中学校施設・設備の整備	① 学校施設の適切な管理と計画的な整備
(8) 大学や研究機関等との連携の強化	① 大学や研究機関等との連携体制の構築
(9) 就学前教育の充実	① 幼児施設の適切な管理、整備及び計画的な改修 ② 幼児教育の充実
(10) キャリア教育の充実	① 系統的なキャリア教育の実現

### 推進施策2 社会全体で子どもの学びを支える

(1) 子どもの安全・安心の確保	① 通学路等の安全対策の確保 ② 子どもの危機管理意識の向上
(2) 学校・家庭教育を支える地域との連携の強化	① 学校・家庭と地域の連携の充実 ② 家庭の教育力の向上 ③ 虐待の早期発見と関係機関との連携

### 推進施策3 生涯を通じて学び続ける

(1) 人権教育・啓発の推進	① 人権教育と人権啓発の取組
(2) 青少年の健全育成	① 青少年に関する総合的施策の推進 ② 子どもの自然体験活動と青少年活動の推進
(3) 生涯を通じて学ぶ機会の充実	① 多様な学習機会の提供 ② 学びの成果を生かす取組の推進 ③ コミュニティセンターの活用
(4) 文化芸術の振興	① 心の豊かさや生きる活力をもたらす文化芸術活動の推進 ② ふるさとへの愛着を醸成し、郷土愛を育む
(5) 図書館活動の充実	① 読書活動の普及拡大と読書環境の整備
(6) 歴史文化資産の保存と活用	① 歴史文化の調査と保存・継承 ② 歴史文化資産の活用
(7) 生涯スポーツの振興	① 生涯を通じてスポーツに親しむ機会の充実 ② 多様なスポーツ施設の充実 ③ 市民のスポーツ意識の高揚

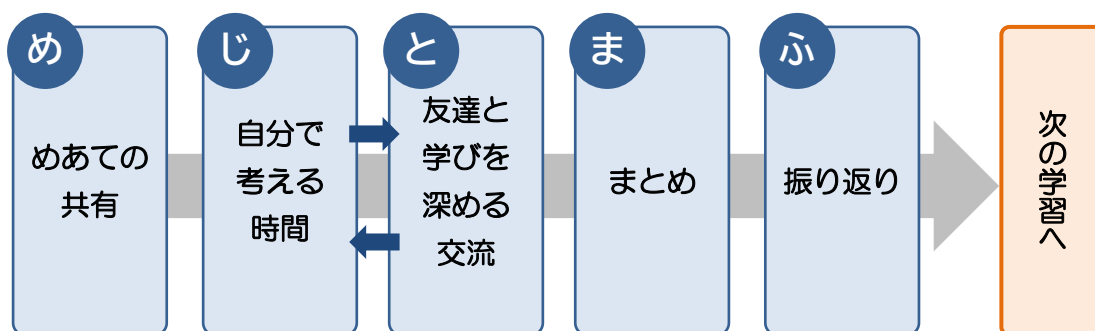
## 第4章 推進施策の展開

### 推進施策1 子どもの生きる力を育む教育の推進

#### (1) 学力の向上

##### ① 主体的に学ぶ子どもの育成

- ❖子どもたちの確かな学力を育み、主体的に学ぶ子どもを育成するために、次のことに重点的に取り組みます。
  - ア 子どもたちが自ら課題をもち、その課題を解決するための学習に取り組めるよう、「め（めあての共有）じ（自分で考える時間）と（友達と学びを深める交流）ま（まとめ）ふ（振り返り）」の授業展開を共通実践します。
  - イ 全国学力・学習状況調査を小学校・中学校での学習活動の評価と課題発見の機会と捉え、その検証と指導改善に取り組みます。
- ❖課題解決の見通しをもち学習に向かうなど主体的に学ぶ子ども像の具現化に向けた教職員研修の充実及び教育研究の奨励・啓発を図り、新たな教育課題に対応した教職員の資質の向上と指導力の強化に努めます。
- ❖確かな学力を着実に獲得するための土台作りとして、読書活動を推進します。



##### ② 個に応じた学習の充実

- ❖児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることや発展的な学習ができるように、少人数、チームティーチング、取り出しなど学習形態を工夫して指導します。また、個別対応や特別な支援を要する児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。



### ③ G I G Aスクール構想等の新たな社会への対応

- ❖ 全ての教育活動を通じて、授業の中で聞く、読む、話す活動をより多く取り入れ、児童生徒の言語に関する能力の向上を図り、比較、検討、関連付けするなどの言語活動を通して思考力・判断力・表現力や豊かな感性、自分の考えを相手にわかりやすく伝える力（発信力）を育みます。
- ❖ 情報化が急激に進む中、子どもたちがこれからの社会を生き抜いていくために必要な情報活用能力の育成を図るとともに、I C T機器の有効かつ適切な活用を通して学びの質を深めます。そのため、情報手段の基本的な操作を習得するための学習やコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な学習等を実施し、児童生徒が情報手段や内容を主体的に選択し活用していくための基礎的な力の育成を図ります。
- ❖ 国際交流都市への派遣などの交流を通じて、国際社会に貢献できる態度や能力を養成します。また、児童生徒の外国語による言語活動を通して資質・能力を育成し、発信力の向上を図ります。外国語指導助手（A L T）の小中学校への派遣により、外国語活動や外国語教育の充実を図ります。

### ④ 教職員の資質向上

- ❖ 「喫緊性の高い研修・継続性が必要な研修・発展的先進的研修」の視点から研修を設け、教職員の資質向上に努めます。  
「継続性が必要な研修」においては、県外からも全国的に活躍されている文部科学省の教科調査官をはじめ、各界の第一人者を講師に招聘し、学力向上、いじめ・体罰の防止、特別支援教育、教育相談・生徒指導、情報モラル等の研修を実施し指導力向上に継続して取り組みます。
- ❖ 「喫緊性の高い研修・発展的先進的研修」においては、各教科の学習指導要領の趣旨を充分に組み入れた教育実践やG I G Aスクール構想の構築によるI C T活用など、機を逃さず適切な内容を企画し重点的に研修を進め、教職員の資質の向上と指導力の強化を図ります。  
また、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、「めじとまふ」を意識した授業づくりを推進します。I C Tの活用や少人数によるきめ細かな指導を行う「個別最適な学び」と他者と協力しながら個々のよさを生かした「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。

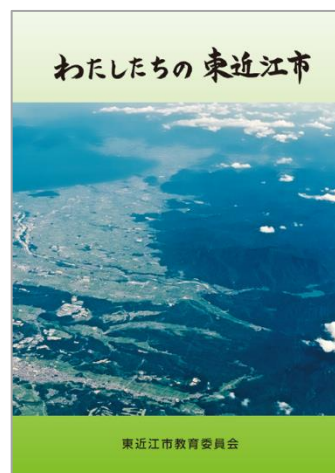
### ⑤ 幼小中教育の連携の推進

- ❖ 幼児、児童、生徒の発達や学びの連続性を確保し、安定した園・学校生活の基盤をつくり、就学前から義務教育までを見通した保育・学習指導の充実を進めるために、幼小中連携担当者による協議会や研修会、中学校区連携推進会議を開催し、学びに向かう力の育成を目指します。また、各校区の実態に応じて、幼小・小中のアプローチプログラム（カリキュラム）やスタートカリキュラムを作成し、幼小中の教育課程のスムーズな接続に努めます。

## (2) 豊かな心と自尊感情の育成

### ① 郷土を愛する心、豊かな人間性を育む教育の推進

- ❖ 学校図書館の読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能を向上させるために学校司書の配置や図書館資料の充実を図り、児童生徒の学習活動と読書活動の活性化を推進します。
- ❖ 市子ども芸術展の開催をはじめ、巡回公演等を活用した音楽や演劇・伝統芸能など質の高い芸術に触れる機会を設け、豊かな心や創造性を育みます。
- ❖ 全ての学校で実施する小学校4年生対象の森林環境学習「やまのこ」、小学校6年生対象の「平和学習」、中学校2年生対象の「中学校チャレンジウィーク」などの体験活動と学校の地域性に応じた体験活動の実施等により、豊かな人間性や価値観の形成に努めます。
- ❖ 豊かな地域資源を活用し、伝統や文化、環境等への理解を深める教育活動を通して、それらを守り発展させようとする郷土を愛する心や豊かな心を育みます。社会科郷土学習資料集「わたしたちの東近江市」の有効活用を図るとともに、地域との連携による創意工夫のある郷土学習や地域をフィールドとした体験活動などを通して、『ふるさとに学び育つ東近江の子ども』を育成します。また、市域や教職員人事異動が広域に及ぶ中、教職員の地域への見識を深める研修の推進を図ります。



### ② 自己肯定感や自尊感情を高める教育の推進

- ❖ 児童生徒の発達段階に応じて、人権教育・道徳教育を基盤に各教科や特別活動、体験活動等の教育活動全体を通して人権の重要性について理解し、自他の生命・人権を大切にしている意識と態度を養います。自主性や自己肯定感、自尊感情を育み高めるため、生徒会交流会等の児童生徒が主体的に取り組む活動を推進します。
- ❖ 教職員に対して、中学校区別人権教育研究会や人権教育推進協議会、人権教育研修会等を開催し、市内の幼小中学校の人権教育の連携を深めるとともに教職員の人権感覚を磨き高め、いじめ等への対応の徹底や人権教育推進体制の整備を進めます。
- ❖ 児童生徒の良さを積極的に評価し、児童生徒の自己存在感や自己有用感を高め、失敗をおそれずいろいろなことに挑戦しようとする意欲の醸成を図り、学ぶ意欲を引き出す学習集団づくりに努めます。

### (3) 健康づくりと体力の向上

#### ① 児童生徒の適切な健康管理

- ❖ 毎年、健康診断の結果について、学校医・学校歯科医の判断のもと、保護者に周知して適切な指導や事後措置を行い、必要に応じて精密検査の受診勧告をし、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。近年、海外からの児童生徒の転入が増加傾向で、精密検査の受診が困難な場合もあり、費用の負担や受診機会の確保等への対応を検討します。

#### ② 児童生徒の体力の向上

- ❖ 児童生徒が自らの健康や体力づくりに興味・関心や目標をもって運動に親しめるよう、運動遊びや学校体育の充実により運動習慣の確立を図ります。

#### ③ 食育の推進

- ❖ 自らの健康を守り、健全で豊かな食生活を送る能力を育てるため、学校給食や教育課程を通じて、食への知識と関心を高め、食品の安全性、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら判断できる能力を身に付けるよう食育の推進を図ります。
- ❖ 子どもたちが健全な食生活を送れるよう市ホームページの食育動画等により、児童生徒、保護者への食に関する知識の普及・啓発を進めます。
- ❖ 学校給食への東近江市産農産物の利用拡大や行事食・郷土食の提供により、子どもたちの食に対する感謝の心の醸成と伝統的な食文化への理解を深めます。

#### ④ 安全・安心な学校給食の実施

- ❖ 東近江市学校給食基本計画に基づき、旬の食材、東近江市産食材を取り入れた献立の作成、アレルギー食対応の実施及び衛生管理の徹底を図り、安全・安心な学校給食を実施します。
- ❖ 施設や設備の適切な維持管理に努め、調理機器の計画的な修繕更新を実施します。



#### (4) 特別支援教育・不登校児童生徒支援・生徒指導体制の充実

##### ① 切れ目のないきめ細やかな指導・支援

- ❖ 幼小中合同特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、校種を越えた情報共有を図ります。また、特別な支援を必要としている児童生徒に対して丁寧な就学指導を進めます。さらに、通常の学級での学習に概ね参加でき、特別な支援を必要とする児童生徒に、自己理解と適応スキルの習得を目指し、通級による指導を行います。加えて、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・更新し将来につながる支援を充実させます。

##### ② 教職員研修の充実

- ❖ 関係機関との連絡調整役となる教員を育成するため、特別支援教育コーディネーターの研修の充実を図ります。また、特別な支援を必要としている児童生徒に対して適切な指導・支援を行うため、特別支援学級担任研修の充実を図り、通常の学級で支援を必要としている児童生徒への適切な支援につなげます。
- ❖ 教職員の生徒指導力・教育相談力の向上を図るため、生徒指導主任主事会、教育相談主任会等での研修を充実させ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決に努めます。

##### ③ 専門職による相談・支援体制の充実

- ❖ 児童生徒の悩みや不安、保護者の困り感を把握し対応するため、各小中学校に、スクールソーシャルワーカー及びスクーリングケアサポーターを配置します。心的ストレスが懸念される児童生徒、学校不適応とみられる児童生徒に対して心の安定を取り戻すため、校内教育相談体制を整備するとともに、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応します。また、いじめ・不登校をはじめとする児童生徒の問題行動の早期解決を目指して、学校問題対策支援員やさわやか相談員を派遣し、急増する児童生徒・保護者からの教育相談に対応するために相談体制の充実に努めます。
- ❖ 児童生徒の個々の障害に応じた支援の方策を探り、支援に生かすため発達相談員を小中学校に派遣し、児童生徒や保護者、教員の相談に対応します。
- ❖ 児童生徒成長支援室では、市内小中学校の不登校児童生徒の「安心できる居場所」「学校（社会）との接点」として、心理判定員やスーパーバイザーの助言を受けながら支援に当たります。また、相談員を配置し、不登校（傾向）に悩む保護者、教員等に対して相談支援に当たります。

## (5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の充実

### ① 日本語初期指導教室「いろは」の充実

- ❖ 日本語初期指導教室「いろは」では、在籍校での学校生活・学習への適応を円滑に進めるために、日本語の初期指導が必要と認められる外国人児童生徒に対して、初歩的な日本語指導及び学校教育に必要な生活指導や適応指導を行います。今後、通級期間の延長や再入級の受け入れ等、支援体制の充実を図ります。



### ② 日本語相談支援の充実

- ❖ 日本語指導を必要とする児童生徒等の多国籍化に対応するため、必要な言語への支援の拡充を図ります。在籍学校の増加に対応するために、日本語相談支援員の配置を工夫し指導体制の確保に努めます。
- ❖ 日本語指導を必要とする児童生徒等の学校生活の充実に向け、通訳、翻訳及び相談業務とともに、日本語を指導する教員と連携した学習支援に努めます。

## (6) 学びを支える環境づくり

### ① 教育の振興と教育振興基本計画の着実な実施

- ❖ 実情に応じた教育振興を図るため、重点的に講ずべき施策、教育を行うための諸条件の整備等について、情報共有を行い、課題解決を目的とし総合教育会議を開催します。
- ❖ 少子化等によって、学校規模に格差が生じており、その適正化と良好な教育環境の構築に資するため調査検討を行います。
- ❖ 本市の教育の方向性を示し、その達成のために向けて、教育振興基本計画の着実な実施による教育行政の推進を図ります。

### ② 就学援助制度による児童生徒の支援

- ❖ 経済的な理由により、支援を必要とする児童生徒の保護者に対し、適正な援助を行うことで、子どもの教育環境を保障します。
- ❖ 高校、大学の就学に際し、経済的援助を必要とする者に対して奨学資金を貸し付け、ふるさとを愛し、地域や国際社会に貢献できるような人材を育成します。

## (7) 小中学校施設・設備の整備

### ① 学校施設の適切な管理と計画的な整備

- ❖ 東近江市学校長寿命化計画に基づいた施設整備・維持管理を進めるうえで、従来の「事後保全型」から「予防保全型」への管理転換による安全性・機能性を確保します。
- ❖ 今後の児童生徒の状況により、文部科学省の通知に基づき、通学区域の在り方を検討します。
- ❖ 多様な学習内容・学習形態に対応できる環境の整備、ICT機器などの今後必要となる設備など、時代のニーズに対応した施設への転換を行います。

## (8) 大学や研究機関等との連携の強化

### ① 大学や研究機関等との連携体制の構築

- ❖ 大学や研究機関などの専門的な知識を授業や教育研究所事業などの教育行政に取り入れることで、教職員の資質の向上や指導力の強化を図ることができることから、それぞれの機関等との連携体制の構築に努めます。

## (9) 就学前教育の充実

### ① 幼児施設の適切な管理、整備及び計画的な改修

- ❖ 認定こども園、幼稚園等の整備及び計画的な改修に取り組みます。
- ❖ 施設の老朽化など緊急度の高い施設から整備を進め、安全な就学前教育の環境を整えるとともに、必要な設備や機器の導入を図ります。
- ❖ 民間保育所等の施設整備や運営を支援します。



市立永源寺もみじ幼児園

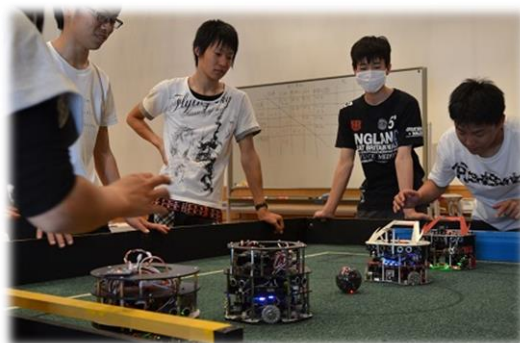
## ② 幼児教育の充実

- ❖生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期において、様々な体験を通して、豊かな人間性を育むため、保育環境を整えるとともに幼児教育の充実を図ります。
- ❖地域の現状や動向を踏まえ、施設の整備や利用定員の調整により教育・保育の入所受入枠の確保を図るとともに、多様な保育ニーズに応えることができるよう、一時預かり事業や病児保育事業等の保育サービスを提供します。
- ❖幼児教育センターを拠点とし、保育力アップ研修や指導員（幼児教育アドバイザー）による園巡回指導等を実施し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

## (10) キャリア教育の充実

### ① 系統的なキャリア教育の実現

- ❖児童生徒が自分自身を見つめ、自分の将来や就きたい仕事、生き方について考えられるよう、小学校から高等学校までを見通し、成長段階に応じた系統的な職業（キャリア）教育を推進します。また、小学校から高等学校までキャリア・パスポート（県統一様式教材）を持ち上がり活用し、児童生徒が学習や生活における様々な体験や学びを記録し、将来の生き方について考えるなど、自身の将来につながる取組を進めます。
- ❖個や発達段階に応じた進路や就労先などの進路に関する情報提供を行います。また、特別支援学級において、障害による学習や生活上の困難を改善・克服するため生活に根ざした指導や具体物を使っての指導を計画的・系統的に行うことで将来的な自立に向けた力を育みます。



## 推進施策2 社会全体で子どもの学びを支える

### (1) 子どもの安全・安心の確保

#### ① 通学路等の安全対策の確保

- ❖ スクールガードなど地域の安全・安心を見守る活動が子どもたちの通学の安全に大きく寄与していることから、こうした取組を更に発展させるため、その人材の確保や活動の支援を行います。
- ❖ 通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関との連携を図り、通学路や未就学児散歩経路の安全対策を実施するとともに必要な情報提供を行います。
- ❖ 子どもの通学路安全対策として、「こども 110 番の家」の継続した設置に努めます。

#### ② 子どもの危機管理意識の向上

- ❖ 市立小中学校において学校防災マニュアルの作成を行い、児童生徒の危機管理意識の向上のため、危機管理が必要となる不審者や事故・災害等の各種危機管理事案に対応した避難訓練、交通安全教室の実施等、関係機関と連携し、安全教育の充実を図ります。
- ❖ 安全なインターネットの利用について、児童生徒の情報モラル教育を推進し、安全性が確保できるように家庭や学校、関係機関と連携して取組を進めます。

### (2) 学校・家庭教育を支える地域との連携の強化

#### ① 学校・家庭と地域の連携の充実

- ❖ コミュニティセンター等を活用して、地域、民間企業、団体等の多様な経験や技能を持つ外部人材等の協力、参画を得て、子どもの学ぶ力を育む教育支援活動を行います。
- ❖ 地域学校協働活動推進員を中心に、様々なボランティアがネットワークを構築し、子どもの学びの支援を行う地域学校協働活動を推進します。
- ❖ 放課後等における子どもの自主的な学びの場と安全で健やかな活動場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習支援や体験活動を実施します。
- ❖ 「学校と共にある地域づくり」「地域と共にある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールの実現に向けた検証を行います。
- ❖ 新・放課後子ども総合プランを踏まえて、放課後に子どもの安全・安心、健全育成の場を提供する学童保育所の運営を支援します。

#### ② 家庭の教育力の向上

- ❖ 家庭教育支援活動に関わる人材を養成し、学校に家庭教育支援員を配置することにより、支援が届きにくい家庭や保護者への支援を行う体制を整えます。
- ❖ 地域や家庭に対して、家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。



### ③ 虐待の早期発見と関係機関との連携

- ❖ 児童虐待の早期発見のために、学校生活における児童生徒の見取りや教育相談の充実を図ります。虐待の発見、又は疑いのある場合は、警察、児童相談所、市関係機関との連絡・情報共有等の連携を図り対応します。
- ❖ 子どもや家庭をめぐる課題は複雑化、多様化しています。問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行います。
- ❖ 要保護児童対策地域協議会として福祉分野の連携はもとより、医療機関、学校、教育委員会、警察等の様々な分野の連携を図ります。
- ❖ 子どもの安全・安心を守る地域を目指すため、虐待防止を市民へ伝え、子育てを地域で見守る啓発活動に取り組みます。また、子ども向けの啓発紙芝居やCAPプログラムも引き続き実施します。

#### 《オレンジリボン運動》



オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。

オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。オレンジリボンは、子育てを温かく見守り、子育てをお手伝いする意志のあることを示すマークです。



## 推進施策3 生涯を通じて学び続ける

### (1) 人権教育・啓発の推進

#### ① 人権教育と人権啓発の取組

- ❖ 地域における人権教育の推進を図るため、各地区人権のまちづくり協議会・自治会・市が連携して町別懇談会の開催を進めます。
- ❖ 各地区人権のまちづくり協議会が開催する各種研修会、人権講座等の自主的な活動を支援し、学習機会の充実と人権啓発リーダーの育成に努めます。
- ❖ 人権学習冊子の作成、ぬくもりメッセージでの標語やポスター、作文の取組などの啓発や町別懇談会をはじめ、人権講座及び人権研修会を実施し、より多くの参加を得るために広報活動を行うとともに、関係機関や団体と連携を強化し、地域に向けての啓発を推進します。

### (2) 青少年の健全育成

#### ① 青少年に関する総合的施策の推進

- ❖ 非行防止、環境浄化、明るい家庭づくり等、総合的な施策を推進し、青少年の健全育成を図ります。
- ❖ 東近江少年センターを核として、少年非行の防止、非行少年の更生のため街頭補導や万引き防止、誘拐防止、薬物防止などの啓発を行います。また、「あすくる東近江」では児童生徒成長支援室と連携し就学や不登校、就労等課題のある中高生や無職少年の支援や立ち直りのための活動を行います。

#### ② 子どもの自然体験活動と青少年活動の推進

- ❖ 子どもたちが協調性、自律性、創造性を学び、生きる力や心の豊かさを育むことができる体験活動を推進します。
- ❖ 青少年団体や青少年育成団体の自主的、自発的な活動を支援します。
- ❖ 青少年が活躍できる活動の機会と情報の提供に努めます。

### (3) 生涯を通じて学ぶ機会の充実

#### ① 多様な学習機会の提供

- ❖ 市民が主体的に学べるよう、幅広い学習情報を収集し、ニーズに応じて様々な手段で発信・広報に努めます。
- ❖ 自らの知識・教養を高め、人間性に磨きをかける生涯学習の場として、各ジャンルから専門講師を迎え市民大学を開催し、幅広く学習する機会の提供に努めます。
- ❖ 循環型学習活動の仕組みとして出前講座を実施し、市民が学習活動により参加しやすい工夫や情報発信の機会の提供に努めます。

#### ② 学びの成果を生かす取組の推進

- ❖ 社会教育における各種団体への組織強化と活動活性化の支援を図り、各種団体が研修で得た知識を地域へフィードバックする仕組みづくりを進めます。

#### ③ コミュニティセンターの活用

- ❖ 地域力を高め住民自治によるまちづくりを推進する視点とともに社会教育、地域福祉を推進する拠点としてのコミュニティセンターの充実に努めます。
- ❖ コミュニティセンターの機能充実のため、施設職員の技術と指導力向上を目的とした研修会等を開催し、市民主体のまちづくりと生涯学習が協働する活動を推進します。
- ❖ まちづくり関係部署や関連団体との更なる連携に努めます。



## (4) 文化芸術の振興

### ① 心の豊かさや生きる活力をもたらす文化芸術活動の推進

- ❖ 芸術文化祭をはじめとした、文化芸術活動の発表機会の充実を図るとともに文化団体連合会の活性化に向けた支援に努めます。
- ❖ 文化芸術が身近なものとなるよう劇団公演、親子向け事業、演奏会、美術展覧会を開催し、文化芸術に触れる機会の提供に努めます。
- ❖ 市民が質の高い芸術文化に触れる機会を創出し、心豊かで活力あるまちづくりへとつながる取組を推進します。
- ❖ 質の高い芸術を市内外に情報発信する役割を担うとともに、市民が文化と触れ合う拠点となるよう八日市文化芸術会館を運営します。
- ❖ 本市は、郷土を愛し湖国を慈しんだ画家である野口謙蔵を輩出し、中路融人の創作の原点であり、こうした本市の文化芸術にあふれた環境を生かしくオリティの高いまちづくりを目指します。
- ❖ 芸術家が集うヘムスロイド村の活動を広く周知し、誰もが気軽に訪れることができる施設として、また、市民が質の高い本物の芸術を体験できる機会を提供できる場となるよう公開活用の充実を図ります。

### ② ふるさとへの愛着を醸成し、郷土愛を育む

- ❖ 地域の自然、文化、伝統行事といった地域資源を生かし、ふるさとに誇りを持つ人材が育成できるよう学ぶ機会の充実を図ります。



## (5) 図書館活動の充実

### ① 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

- ❖より豊かに生きるための読書の楽しみや課題解決のために必要な図書、情報、地域の資料を充実させ、提供に注力するとともに、展示や講演会等の多彩な企画事業の開催を通じ、全ての世代の人の生涯にわたる学びを保障する文化拠点として図書館サービスの充実を図ります。
- ❖地域や園、学校との連携を深めながら、子どもたちが読書に親しむ機会を充実させ、次代を担う子どもたちの健やかな育ちを支えます。
- ❖郷土資料の収集・情報提供などまちづくりに役立つサービスを強化します。
- ❖図書館活動を支える市民活動と連携し、図書館の魅力を高めます。
- ❖市内のどこに住んでいても良好な図書館サービスが受けられるよう現状の体制を維持しながら、移動図書館サービスの充実を図ります。
- ❖快適な読書環境を提供するために、設備や施設の計画的な改修を進め、誰にとっても利用しやすい環境を整備します。

## (6) 歴史文化資産の保存と活用

### ① 歴史文化の調査と保存・継承

- ❖有形文化財の修理や無形文化財の伝承に補助を行い保存・継承を支援します。
- ❖市内に点在する神社仏閣や近代和風建築などの歴史的建造物を調査し、文化財指定・登録を進めます。
- ❖未指定の文化財をはじめ地域に伝えられてきた祭礼や伝統行事等の歴史文化資産の調査・記録を行い、文化財に指定するなど価値付けを行い、保存・継承に取り組みます。
- ❖博物館では、それぞれの地域に特徴的な歴史文化の保存・顕彰、展示活動等を通じて広くその価値を周知し、文化のレベルアップを目指します。
- ❖市内博物館がそれぞれの特徴を生かして事業を展開していくため「博物館構想」を策定するとともに、施設機能の改善と連携強化を図ります。
- ❖森を適正に管理し、生業としてきた木地師に代表される「森の文化」を情報発信する手段及び方策を検討します。
- ❖民間も含めた博物館・美術館を観光・文化振興・地域づくりの拠点施設とするため、新たなネットワークの構築を進めます。

## ② 歴史文化資産の活用

- ❖ 市内に所在する多様で豊かな歴史文化資産の魅力を広く情報発信し、国宝指定を目指しその価値を高めていくことで、郷土愛の醸成や伝統文化の維持、継承を目指します。
- ❖ 「文化財保存活用地域計画」を策定し、人づくりを進めながら、歴史文化資産を観光や地域振興に積極的に活用することで保存・継承への意識を高めます。
- ❖ 本市と近江八幡市との境界にある安土山に所在する特別史跡安土城跡は、滋賀県が令和3年度（2021年度）から特別史跡安土城跡調査整備基本計画策定に伴う検討を進められており、安土城跡の計画策定に参画します。
- ❖ 必要に応じて史跡の公有化を図るとともに保存活用計画の策定を推進します。
- ❖ 首都圏等において、本市の文化財を紹介することで、本市の魅力を全国へ発信することに取り組めます。
- ❖ 五個荘金堂伝統的建造物群保存地区で飲食や宿泊することで、より歴史的な町並みの価値を体感してもらえよう観光施策との連携を深めます。
- ❖ 伊庭の文化的景観では、景観の構成要素の修理や保存活動組織の育成を支援し、人々の暮らしが水とともにあることを実感できるよう取組を進めます。
- ❖ 布引掩体群などの戦争遺跡の保存策を検討し、郷土史及び平和学習に積極的に活用します。
- ❖ 文化財を観光及び教育に活用することで潜在価値を引き出し地域振興へつなげ、保存と活用の好循環を目指します。



雪野山古墳石室（発掘調査時）



五個荘金堂の町並み

## (7) 生涯スポーツの振興

### ① 生涯を通じてスポーツに親しむ機会の充実

- ❖生涯を通じてスポーツに親しみながら自らの体力維持や健康増進を図れるよう、幼少期から高齢期まで多様な層に対してスポーツをする習慣を普及するための情報発信を行い、スポーツの習慣化を促進します。
- ❖総合型地域スポーツクラブに対する市民の理解を深め、総合型地域スポーツクラブが地域に根ざしたスポーツ活動拠点となるよう運営を支援します。
- ❖スポーツ推進委員による出前講座を実施するなど、市民の健康づくりやスポーツを通じた市民交流を推進し、高齢者・障害者スポーツ活動には、その適性や目的に応じた活動の支援を行います。
- ❖青少年の体力向上と心身の健全な育成を図るため、スポーツ少年団との連携を深めます。特に、子どもたちに対して競技力だけでなく、生涯を通してスポーツに親しむことや、スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりを指導する指導者の育成を支援します。
- ❖各種団体も含め一体的にスポーツ振興の取組を進めるため、スポーツ団体・スポーツ推進委員・総合型地域スポーツクラブとの連携強化に努めます。
- ❖市内のスポーツ施設を活用する大学や高校、スポーツ団体と連携し、市民や児童生徒の健康増進、競技力やスポーツマナーの向上を促進します。
- ❖競技力の向上や健康・体力づくり等の多様なスポーツニーズに対応するとともに、幼少期から高齢期まで、ライフステージに応じた指導ができる指導者や地域リーダーを育成します。



健康マラソン大会



ドラゴンカヌー大会



スクエアステップボランティアリーダー養成講座

## ② 多様なスポーツ施設の充実

- ❖ 市民がスポーツをより身近に親しむための環境として、学校体育施設の開放の充実に努めます。
- ❖ 市内の多様なスポーツ施設の改修等を進め、施設の充実を図るとともに、その活用を促進します。特に、中核的な施設である総合運動公園の広域的な活用に向けた広報・PRなどの取組を推進します。
- ❖ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において競技会場に指定されている施設の整備を進め、大会を円滑に運営できるよう努めます。
- ❖ 上記大会終了後には、競技会場として整備した施設の特徴をいかし、市民がスポーツや観光・レジャーにも活用できるよう施設の魅力を内外に発信します。
- ❖ 「(仮称) 東近江市文化スポーツ学研ゾーン構想」の一翼を担い、総合運動公園を市内スポーツ施設の拠点とする機能向上に加え、防災拠点としても充実強化を図るなど未来志向の取組を進めます。(仮称) 黒丸スマートインターチェンジの事業化を契機として、周辺地域の夢と活力に人が集まり、新たなにぎわいを創出することは、当該地域のみならず東近江市全体のグレードを格段に高める効果も期待されることから、今後、様々な分野で展開される事業と連携しながら、オール東近江市で取り組みます。



電光掲示板（布引陸上競技場）



能登川アリーナ



### ③ 市民のスポーツ意識の高揚

- ❖ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、市民がスポーツを介して多様な主体との連帯感を共有しながら、スポーツに対する関心を高める取組を推進します。
- ❖ プロサッカーチーム、女子硬式野球チーム及び社会人野球チームへの市民ぐるみのサポートをはじめ、高いレベルのスポーツとの触れ合いを通じて、市民がチームと一体となって応援する気持ちを育み、スポーツ意識の更なる高揚を図ります。
- ❖ プロスポーツチームの合宿やスポーツイベントを誘致し、トップレベルの競技を間近で観る機会を提供することでスポーツの面白さを実感できるよう取り組みます。
- ❖ スポーツ施設の指定管理者によるアスリートやプロスポーツチームとのつながりを活用したスポーツ教室や講演会等の開催により、子どもたちに夢を与え、市民のスポーツに対する関心度をより高められるよう努めます。
- ❖ 市広報紙や市ホームページ、東近江市スマイルネットをはじめとする幅広い手法により、様々なスポーツ情報を提供することで、市民がより一層スポーツに親しむ機会を充実させるとともに、市に対する愛着を深めます。



NTT ドコモレッドハリケーンズ大阪

(総合運動公園布引陸上競技場)

ラグビー教室 (八日市幼稚園)

## 第5章 計画の推進

### 1 各主体の役割と連携

#### (1) 市民

生涯を通じて、自ら成長し、相手を尊重する意識や行動を身につけるとともに、社会に貢献する意欲を高めます。地域やまちの歴史・文化を学び、地域に愛着と誇りを持って暮らし、市外において自らのふるさとの良さを発信します。自らの意識や行動が子どもの育ちにつながることを自覚し、道徳意識を持った行動に努めます。

#### (2) 家庭

家庭は、子どもの育ちと教育における基礎であり、子どもの教育について第一義的責任を有するとともに、市民活動の最も基本的な単位でもあります。

家庭においては、適切なしつけを通して、基本的な生活習慣や道徳観、学習習慣など、社会を生き抜くたくましい力を育むため、しっかりとした家庭教育に取り組みます。

また、保護者自身も学び、保護者としての自覚と責任感を持ち、子どもの育ちを支える力を習得して、子どもと共に成長します。

#### (3) 学校

学校は、子どもの発達段階に応じて体系的・組織的な教育を実施し、子どもが自立し、社会に羽ばたいていくための基礎を育む役割を担います。

学校においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みます。教職員は、子どもたちへの愛情と教育への情熱や使命感、高い倫理観を持ち、新たな課題に対応できる指導力を高めて、子どもの教育に取り組みます。家庭や地域をはじめとする各主体と連携し、地域の資源や個性を生かした特色ある学校づくりを進めます。

#### (4) 地域社会

地域は、家庭や学校とは異なり、多様な世代の人々が交流し、社会のルールや人間関係を学ぶとともに、様々な活動に参加し、体験することで人間性や社会性を高める場です。また、地域で活躍する大学、企業、各種団体等は、地域の教育振興に大きな力を持つ存在です。

地域において、豊かな自然や個性あふれる歴史文化、風土、人情に触れ、体験する地域学習の機会を創出し、ふるさと東近江への誇りや愛着を育むことができるよう、地域全体で子どもの育ちを見守り、将来にわたって人々が学び、暮らし続けるコミュニティの維持、継承をしていきます。

また、各種団体や企業においては、自らが得意とする技術やノウハウを生かして、市民や行政と連携し、教育機会の拡大や人材育成などにその力を十分に発揮します。

## 2 計画の推進体制

### (1) 効率的・効果的な施策推進

本計画の推進に当たっては、次代を担う子どもたちを育み、市民一人一人が生涯にわたる学びを実践していくとともに、地域社会全体で学びを支えていくことが重要です。

そのため、学校、地域社会、家庭がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら具体的施策に取り組んでいきます。

また、近年の教育を取り巻く環境は複雑化・多様化し、多分野にわたる連携が重要となることから、国・県との調整や協調を図りながら、効率的・効果的な事業を推進します。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改正など教育を取り巻く状況の変化に応じて、随時、計画の内容を見直します。

### (2) 進行管理

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するために、PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)により進行管理を行います。

計画の実施過程においては、各年度の取り組むべき施策についてまとめた実施計画を策定して公表し、その進捗状況について毎年、点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作成します。この点検と評価の結果は、PDCAサイクルの考え方に基づき、次年度以降の施策の改善にいかすよう努めます。

### (3) 広報・PR

計画の推進に当たっては、市民一人一人の取組や協力が重要となります。

そのため、より多くの市民に周知が図れるよう、市広報紙や市ホームページなどの媒体やあらゆる情報発信の機会を通じて積極的に周知します。

## 資料編

## 1 東近江市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

	選出区分	所 属 等／役 職 等	氏 名
1	1号委員	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科長	◎ 箱 家 勝 規
2	2号委員	P T A連絡協議会 会長	竹 内 基 恭
3	3号委員	認定こども園長（ひまわり幼児園）	上 田 郁 加 里
4	3号委員	小学校長（市原小学校）	福 井 真 千 子
5	3号委員	中学校長（聖徳中学校）	三 輪 光 彦
6	4号委員	社会教育委員	村 山 伸 二
7	4号委員	スポーツ協会 会長	久 保 九 二 雄
8	4号委員	元滋賀県立琵琶湖文化館 学芸員	井 上 ひ ろ 美
9	5号委員	地域学校協働活動推進員前教育委員	○ 綾 康 典
10	5号委員	学校保健会 代表（学校医）	尾 崎 芳 樹
11	5号委員	図書館協議会 会長	桂 田 陽 子

(敬称略)

## 2 東近江市教育振興基本計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 教育に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための長期計画である東近江市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定にあたり、必要な事項について調査、検討等を行い、基本計画の案を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園及び小・中学校PTAの代表者
- (3) 幼稚園及び小・中学校の代表者
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において、議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

### 3 教育振興基本計画策定経過

#### (1) 東近江市教育振興基本計画策定委員会開催等経過

開催日時、場所	議題
第1回 令和3年7月15日(木) 10:00~11:45 於：東近江市役所	○委員委嘱 ○委員長、副委員長選出 ○議題 (1) 計画策定に当たって (2) 計画策定のスケジュール (3) 第2期東近江市教育振興基本計画推進施策の体系(案) (4) 第2期東近江市教育振興基本計画理念(キャッチフレーズ)について ○フリーディスカッション
第2回 令和3年9月30日(木) 9:30~11:20 於：東近江市役所	○議題 (1) 推進施策について (2) 理念(キャッチフレーズ)について
第3回 令和3年11月30日 9:30~11:00 於：東近江市役所	○議題 (1) 第2期東近江市教育振興基本計画(素案)について (2) 基本理念(キャッチフレーズ)について
第4回 令和4年2月22日(火) 13:30~14:40 於：東近江市役所	○議題 (1) 第2期東近江市教育振興基本計画(案)について (2) 第2期東近江市教育振興基本計画概要版(案)について
計画案報告 令和4年2月22日(火) 於：東近江市役所	○「東近江市教育振興基本計画(案)」を策定委員会委員長から教育長に報告

**(2) 教育委員会における協議等経過**

開催	議題
令和3年5月定例会	東近江市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について
令和3年7月 ～令和4年2月定例会	計画策定委員会の開催状況等の報告及び計画協議
令和3年10月14日(木) 第1回総合教育会議	東近江市教育振興基本計画について
令和3年11月定例会	東近江市教育振興基本計画について
令和3年12月定例会	第2期東近江市教育振興基本計画の概要について
令和4年1月17日(月) 第2回総合教育会議	第2期東近江市教育振興基本計画(案)について
令和4年2月22日(火)	計画策定委員会から計画案を受領
令和4年3月定例会	計画の決定(R4.3.23)

**(3) 市民意見募集(パブリックコメント)**

意見募集期間	内容
令和4年2月24日(木) ～3月15日(火)	<p>【公表の方法】 市ホームページに掲載、教育委員会教育総務課、各支所及び市役所行政情報コーナーに設置</p> <p>【意見提出方法】 持参・郵送・FAX・電子メールにて東近江市教育委員会教育総務課へ提出</p> <p>【提出意見】 0件</p>

## 4 第2次東近江市総合計画成果指標一覧（一部抜粋）

指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
通学路安全対策への満足度（市民意識調査）	36.6%	40.0%
学校施設長寿命化計画に基づく施設改修箇所数	1/8校	8/8校
児童・生徒の不登校率	小学校 0.96% 中学校 3.57%	小学校 0.80% 中学校 3.21%
児童・生徒の読書冊数	小学校 9.5冊 中学校 4.5冊	小学校 11.3冊 中学校 4.7冊
個別の指導計画作成率	小学校 90.0% 中学校 87.6%	小学校 100% 中学校 100%
学校への復帰率	64.7%	60%以上
学校給食地場産農産物利用率	42.2%	45.0%
待機児童数	26人	0人
学童保育所利用児童数	1,549人	1,723人
学童保育所数	38箇所	43箇所
人権に関する講座等に参加した人の割合 （市民意識調査）	25.1%	31%
青少年育成推進事業への若者の協力者数	69人	83人
市民講師による生涯学習出前講座の実施回数	93回	112回
美術展覧会の入場者数	1,003人	1,304人
図書館実利用率	17.2%	20.5%
博物館利用者数	21,281人	41,000人
市内指定文化財件数	303件	311件
文化財啓発事業の参加者数	1,600人	2,450人
成人の週1回以上のスポーツ実施率 （市民意識調査）	49.2%	65%
成人の週3回以上のスポーツ実施率 （市民意識調査）	26.3%	30%

資料：第2次東近江市総合計画



---

教育三方よしプラン

第2期 東近江市教育振興基本計画

---

発行年月：令和4年3月

発行：東近江市教育委員会事務局 教育総務課

住所：〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町 10-5

電話：0748-24-5670

F A X：0748-24-5694

---

